

加 須 市 国 民 保 護 計 画 新 旧 対 照 表

頁	編	章	節	改 正 後	現 行
3	1	2		<p>そうしたことから、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（以下「<u>事態対処法</u>」という。<u>平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称。</u>）が、そして、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）などの有事関連七法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備されることとなった。</p>	<p>そうしたことから、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（以下「<u>武力攻撃事態対処法</u>」という。）が、そして、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）などの有事関連七法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備されることとなった。</p>
4	1	3		<p>市民への警報や避難の指示を正確かつ迅速に伝達するため、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）及び防災行政無線<u>など既存の情報伝達手段との新たな連携を進め、情報伝達手段の多重化を推進するよう努めるとともに、</u>情報伝達と共有化の確立を図る</p>	<p>市民への警報や避難の指示を正確かつ迅速に伝達するため、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）及び防災行政無線<u>を中心とした</u>情報伝達と共有化の確立を図る。</p>
5	1	3		<p><u>○ 外国人への国民保護措置の適用</u> <u>日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。</u></p>	<p>（新設）</p>
6	1	4	1	<p>年平均気温 <u>16.0℃</u> 年最高気温 <u>37.2℃</u> 年最低気温 <u>-6.4℃</u> 年降雨量 <u>1,177.0mm</u> 年平均湿度 <u>67%</u> 年間降雪日数 <u>7日</u> 年間日照時間 <u>2,245.3h</u></p>	<p>年平均気温 <u>15.6度</u> 年間降雪日数 <u>6日</u> 平均最高気温年平均值 <u>21.2度</u> 年平均日照時間日照率 <u>61.1%</u> 平均最低気温年平均值 <u>11.0度</u> 年平均満一定雲量日数 <u>73.6日</u> 年間最高気温 <u>39.3度</u></p>

頁	編	章	節	改正後	現 行
6	1	4	2	<p><u>年平均風速</u> <u>2.5m/s</u></p> <p>本市の人口は、<u>令和4年</u>4月1日現在の住民基本台帳では <u>111,947</u>人で、このうち、65歳以上の高齢者は、<u>34,231</u>人で、人口の約<u>30.6%</u>を占めている。 また、外国人登録者は、<u>2,527</u>人で人口の約<u>2.2%</u>となっている。 世帯数は、<u>48,715</u>世帯であり、1世帯当たりの人員は<u>2.29</u>人である。 年齢3区分別人口の構成比は、14歳以下の年少人口が<u>12,321</u>人で約<u>11.0%</u>、65歳以上の高齢者人口が<u>34,231</u>人で、約<u>30.6%</u>であり、少子化・長寿化の進行にあるといえる。</p>	<p><u>年間1時間あたり最大降水量値</u> <u>48.0mm</u> 年間最低気温 <u>-4.8度</u> <u>年間1日あたり最大降水量平均値</u> <u>41.4mm</u> 年平均湿度 <u>63.1度</u> <u>年間1時間あたり平均最大降水量値</u> <u>15.1mm</u></p> <p>本市の人口は、<u>平成26年</u>4月1日現在の住民基本台帳では<u>115,425</u>人で、このうち、65歳以上の高齢者は、<u>27,281</u>人で、人口の約<u>23.6%</u>を占めている。 また、外国人登録者は、<u>1,349</u>人で人口の約<u>1.2%</u>となっている。 世帯数は、<u>平成26年</u>に<u>44,121</u>世帯であり、1世帯当たりの人員は<u>2.61</u>人である。 年齢3区分別人口の構成比は、14歳以下の年少人口が<u>5,070</u>人で約<u>4.39%</u>、65歳以上の高齢者人口が<u>27,281</u>人で、約<u>23.63%</u>であり、少子化・長寿化の進行にあるといえる。</p>

頁	編	章	節	改正後	現行
10	1	5	1	<p style="text-align: center;">武力攻撃事態等における国民の保護に関する都市の仕組み</p>	<p style="text-align: center;">武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み</p>
13	1	5	7	<p>弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要である。<u>そのため、市は弾道ミサイル発射時に市民が適切な行動をとることができるよう、国や県と連携し全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動に関する平素からの周知に努めるものとする。</u></p> <p>通常弾頭の場合には、屋内への避難や消火活動が中心となる。</p>	<p>弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、通常弾頭の場合には、屋内への避難や消火活動が中心となる。</p>
19	2	1	5	<p>第5節 市国民保護対策本部等の設置場所 市庁舎が武力攻撃等によって使用ができない場合や、危険物施設が近接しているなどの状況がある場合等に備えて、あらかじ</p>	<p>(新規)</p>

頁	編	章	節	改正後	現行
21	2	3	1	め複数の施設を市国民保護対策本部等として指定しておく。 警報の発令は、武力攻撃事態等の現状及び予測、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域等を、可能な限り分かりやすく簡潔な <u>表現で原則として</u> 文章をもって行われる。	警報の発令は、武力攻撃事態等の現状及び予測、武力攻撃が迫り又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域等を、可能な限り分かりやすく簡潔な文章をもって行われる。
21	2	3	2	市は、防災行政無線の放送や広報車の使用、自治協力団体を経由した伝達等、市民への警報の周知方法について、予め設定した広報手段に準じ、広報班により適宜市民に周知する。 <u>また、県及び市は、弾道ミサイル発射時に市民が適切な避難行動をとることができるよう、国と連携しJ-A L E R E Tによる情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について、平素から周知に努める。</u>	市は、防災行政無線の放送や広報車の使用、自治協力団体を経由した伝達等、市民への警報の周知方法について、予め設定した広報手段に準じ、広報班により適宜市民に周知する。 (新設)
22	2	4	1	(削除)	なお、避難勧告等の種類は、避難準備情報、避難勧告、避難指示の3種がある。 (1) 武力攻撃事態が現に発生し、市民に生命の危険が及ぶと認められるとき。 (2) 火災や浸水等あるいはNBC兵器による甚大な被害が拡大するおそれのあるとき。 (3) 建築物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき。
24	2	4	2	着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外へ出るとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行い、 <u>検査や除染など汚染拡大防止措置を講じる</u> など、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。NBC兵器を搭載した弾頭と判明した場合は以下のとおり。	着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外へ出るとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。NBC兵器を搭載した弾頭と判明した場合は以下のとおり。

頁	編	章	節	改正後	現 行
27	2	4	2	<p>・安全が確認されるまで、むやみに外に出ない。</p> <p><u>・国、県、市等が実施する避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染拡大防止に係る必要な措置に従う。</u></p>	<p>・安全が確認されるまで、むやみに外に出ない。</p> <p>(新設)</p>
28	2	4	4	<p>ア 市は、防災行政無線の放送や広報車の使用、自治協力団体を經由した伝達等、市民への避難の指示の周知方法について、予め定めてある複数の方法により、広報紙等により市民に周知する。<u>また、市は、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努める。</u></p>	<p>ア 市は、防災行政無線の放送や広報車の使用、自治協力団体を經由した伝達等、市民への避難の指示の周知方法について、予め定めてある複数の方法により、広報紙等により市民に周知する。</p> <p>(新設)</p>
29	2	4	4	<p>2 情報通信機器の活用</p> <p>市は、市民に対して避難の指示の周知を図るため、国及び県と協力して<u>情報伝達手段の多重化・多様化の促進を図っていくものとする</u></p>	<p>2 情報通信機器の活用</p> <p>市は、市民に対して避難の指示の周知を図るため、国及び県と協力して<u>情報通信機器を活用した新たなシステムの整備を適宜進めていくものとする</u></p>
29	2	4	6	<p>1 避難施設の指定への協力</p> <p><u>県は避難施設の指定に際し、避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることがないように指定するとともに、できるだけ多くの避難施設の確保に努めることとなっていることから、市は、県が行う以下の指定要件を満たす避難施設の指定に対して協力するものとする。</u></p> <p><u>【避難施設の指定要件】</u></p> <p><u>(1)公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場、地下街その他の公益的施設であること。</u></p> <p><u>(2)爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設であること。</u></p> <p><u>(3)避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること。</u></p> <p><u>(4)物資等の搬入・搬出及び避難市民等の出入りに適した構造</u></p>	<p>1 避難施設の指定への協力</p> <p><u>市は、県の避難施設の指定に協力するとともに、施設管理者が、当該施設を廃止し、又は用途の変更、改築等により以下の基準に該当する重要な変更を加え県に届け出るときには、市を經由するものとする。</u></p>

頁	編	章	節	改正後	現 行
29	2	4	6	<p>を有するとともに、避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うことが可能な構造又は設備を有するものであること。</p> <p><u>(5) 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設でないこと。</u></p> <p><u>(6) 車両その他の運搬手段による運送が比較的容易な場所にあるものであること。</u></p> <p><u>なお、施設管理者は、当該施設を廃止し、又は用途の変更、改築等により以下の基準に該当する重要な変更を加え県に届け出るときには、市を経由するものとする。</u></p>	(4) 避難場所看板の設置
31	2	4	7	<p>(2) バス</p> <p><u>市は、区域内におけるバス事業者の運送能力、連絡先について把握する。</u></p> <p><u>また、市は、県がバス事業者である指定公共機関、指定地方公共機関と協力して選定したバス運送の拠点となる場所を把握しておく。</u></p>	<p>(2) バス</p> <p><u>区域内におけるバス事業者の輸送能力、連絡先。</u></p>
33	2	4	11	<p>そのため、市は、県があらかじめ定めた「<u>避難住民等住宅供給計画</u>」に基づき、被災者に対する住宅供給対策についてあらかじめ定める。</p> <p>なお、その際には、高齢者や障害者等の要配慮者対策について配慮する。</p> <p><u>1 応急仮設住宅等建設予定地の選定</u></p> <p><u>建設予定地については、主に以下の基準により選定しておくものとする。</u></p> <p><u>【選定する基準】</u></p> <p><u>(1) 飲料水が得やすい場所</u></p> <p><u>(2) 保健衛生上適当な場所</u></p> <p><u>(3) 交通の便を考慮した場所</u></p> <p><u>(4) 居住地域と隔離していない場所</u></p>	<p>そのため、市は、県が予め定めた「<u>避難住民等住宅供給計画</u>」に基づき、被災者に対する住宅供給対策について予め確認のうえ定める。</p> <p><u>ここでいう「避難住民等に対する住宅」とは、主に長期的な生活を強いられる場合の住宅を示す。</u></p> <p>なお、その際には、高齢者や障がい者（児）等の要配慮者対策について配慮する。</p> <p><u>また、市は、建設業関係団体との間に、応急仮設住宅用資機材等の調達が円滑に進むように武力攻撃事態等における協力関係を定めた協定を締結するよう努める。</u></p> <p><u>そのほか、市営住宅の空家の提供や県営住宅等の公営住宅の紹介を行う。また、県が民間団体と締結した「災害時における民</u></p>

頁	編	章	節	改正後	現行
34	2	5	1	<p><u>建設予定地は原則として県有地、市町村有地とするが、状況により私有地に設置しようとする場合には、地権者等との間に協定を結ぶなどの方法を講じておくものとする。</u></p> <p><u>2 資機材の調達・人員の確保等</u></p> <p>市は、建設業関係団体との間に、応急仮設住宅用資機材等の調達が円滑に進むように武力攻撃事態等における協力関係を定めた協定を締結するよう努める。</p> <p>このため、備蓄に当たっては、<u>県</u>、市、市民がそれぞれ備蓄を充実していくとともに、市は、生産・流通・保管事業者等と物資調達に関し協定を締結するなど、物資の確保に努める。</p>	<p><u>間貸貸住宅の提供に関する協定」等に基づく、民間賃貸住宅の提供がある場合は、県と協力し、住宅使用者の募集等を行う。</u></p> <p>このため、備蓄に当たっては、市、市民がそれぞれ備蓄を充実していくとともに、市は、生産・流通・保管事業者等と物資調達に関し協定を締結するなど、物資の確保に努める。</p>
40	2	7	2	<p><u>【初期医療活動を行う組織と役割】</u></p>	<p>(新設)</p>

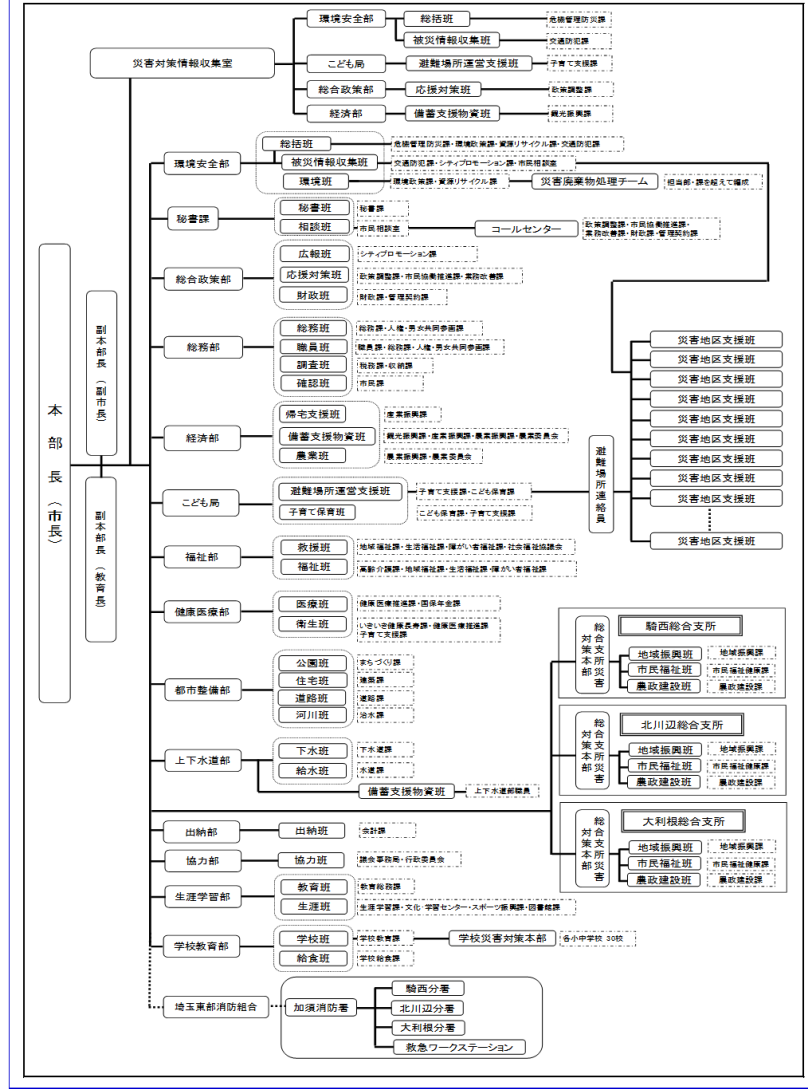
頁	編	章	節	改正後	現 行
42	2	7	4	大規模な武力攻撃災害が発生した時には、柩等火葬資材の不足や火葬場の処理能力を超える死体処理の発生など、個々の市や県だけでは対応できないことが考えられ、 <u>「埼玉県広域火葬実施要領」に基づき埋・火葬対策を実施していくものとする。</u>	大規模な武力攻撃災害が発生した時には、柩等火葬資材の不足や火葬場の処理能力を超える死体処理の発生など、個々の市や県だけでは対応できないことが考えられる。
44	2	8	2	このため市は、 <u>原子力規制庁</u> 、国土交通省、文部科学省、自衛隊、警察、消防機関等関係機関の連絡窓口を把握するなど、連携体制の整備に努める	このため市は、国土交通省、 <u>経済産業省</u> 、文部科学省、自衛隊、警察、消防機関等関係機関の連絡窓口を把握するなど、連携体制の整備に努める。
46	2	11		<u>武力攻撃事態等において、警報や避難の指示の伝達、救援等の様々な国民保護措置を迅速かつ的確に実施していくためには、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等が連携していかなければならない。</u> <u>そのため、これらの関係機関が共同して、国民保護措置について訓練を行うよう努めるものとする。</u> <u>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努めるものとする。</u>	<u>武力攻撃事態等の特有な訓練等の実施にあたっては、警報や避難の指示の伝達、救援等の様々な国民保護措置を迅速かつ的確に実施していくためには、市は、国、県、指定公共機関、指定地方公共機関等と連携していかなければならない。</u> <u>そのため、これらの関係機関と共同して、国民保護措置について訓練を行うよう努める。</u>
55	3	1	2	<u>2 本部開設の通知等</u> <u>(1) 本部の開設の通知</u> <u>市対策本部が開設されたときには、直ちにその旨を、関係機関に通知するものとする。</u> <u>【通知先】</u> <u>ア 市国民保護協議会委員</u> <u>イ 隣接市町村及び協定市町の長</u> <u>ウ 市議会議長</u> <u>エ 自治協力団体連合会長</u>	2 本部会議の開催場所の決定 (1) 本部会議は、原則として市本庁舎内で開催する。 (2) 市本庁舎が被災又は被災のおそれがあり、設置が困難な場合には、加須市騎西総合支所とする。

頁	編	章	節	改 正 後	現 行
				<p><u>(2) 本部会議の開催場所の決定</u> <u>本部会議は、原則として市本庁舎内で開催する。</u> <u>なお、市本庁舎が被災又は被災のおそれがあり、設置が困難な</u> <u>場合には、加須市騎西総合支所とする。</u></p>	

頁 編 章 節
57 3 1 2

改正後

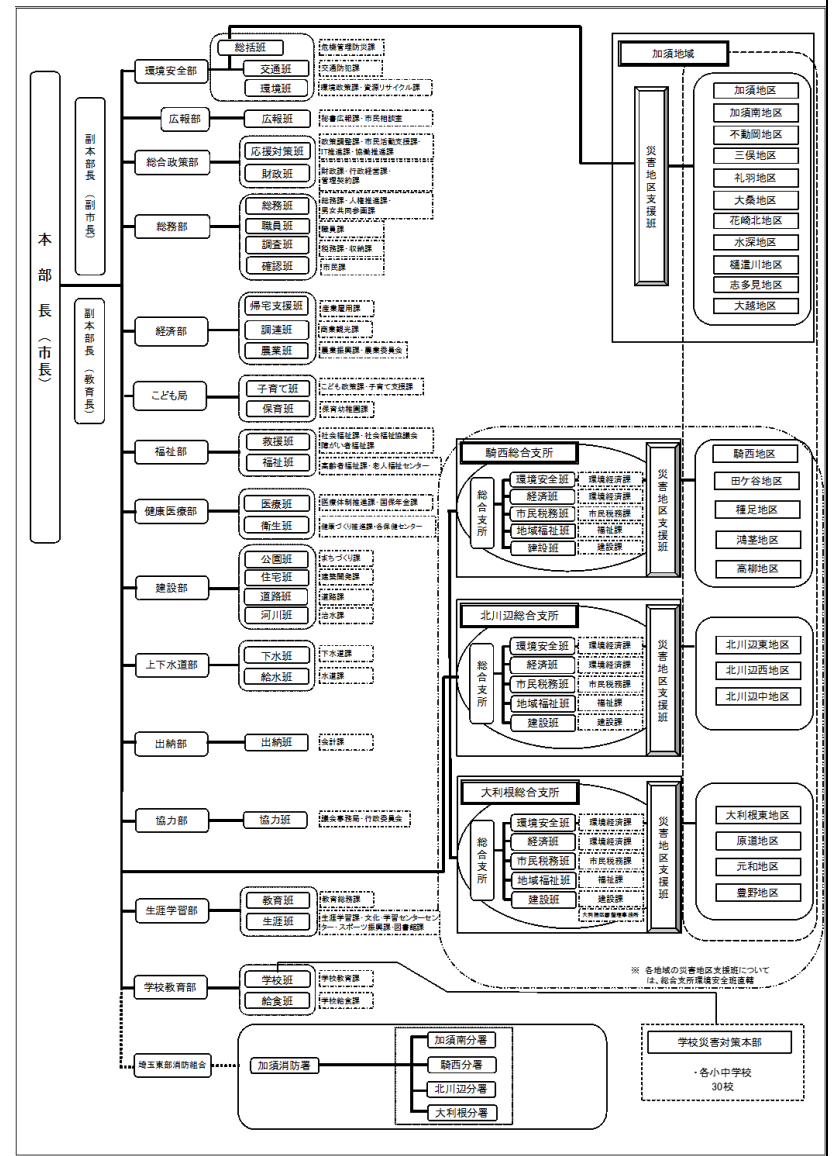
国民保護対策本部組織図



現行

国民保護対策本部組織体制図

H26.12



頁	編	章	節	改正後			現行		
59	3	1	2	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分 掌 事 務	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分 掌 事 務
				環境安全部 ★環境安全部長 ☆環境安全部副部長	総 括 班 ●危機管理防災課 ○交通防犯課 ○環境政策課 ○資源リサイクル課	<p><u>【発災当日中に着手】</u></p> <p>・災害対策本部の準備、開設に関する<u>こと。</u></p> <p>・災害対策本部長の命令伝達及び災害対策本部の運営に関する<u>こと。</u> (以降継続)</p> <p>・災害対策本部と各班 (課) ・各節責任課及び総合支所との総合調整に関する<u>こと。</u> (以降継続)</p> <p>・災害救助法に関する<u>こと。</u> (以降継続)</p> <p>・職員配備計画及び初動活動計画に関する<u>こと。</u> (以降継続)</p> <p>・消防活動・応援受入に関する<u>こと。</u> (以降継続)</p> <p>・避難情報の発令に関する<u>こと。</u></p> <p>・避難実施要領の策定に関する<u>こと。</u></p> <p>・避難場所の開設に関する<u>こと。</u></p> <p>・被害状況の一括集約、報告に関する<u>こと。</u> (以降継続)</p> <p>・避難対策及び避難住民の総合的把握に関する<u>こと。</u> (以降継続)</p> <p>・防災行政無線での広報内容に関する<u>こと。</u> (以降継続)</p> <p>・国、県、警察署、加須消防署 (消防団)、市町村、交通機関等の連絡調整及び被害情報の集約、伝達に関する<u>こと。</u> (以降継続)</p> <p>・災害備蓄品の配給内容・調整に関する<u>こと。</u> (以降継続)</p> <p>・自衛隊の派遣要請依頼に関する<u>こと。</u></p>	環境安全部 ★環境安全部長 ☆環境安全部副部長	総 括 班 ●危機管理防災課 ○交通防犯課 ○環境政策課 ○資源リサイクル課	<p>・対策本部の準備、開設、庶務に関する<u>こと。</u></p> <p>・対策本部長の命令伝達及び災害対策本部の運営に関する<u>こと。</u></p> <p>・避難準備情報の指示に関する<u>こと。</u></p> <p>・避難勧告及び避難指示の指示に関する<u>こと。</u></p> <p>・避難所開設の指示に関する<u>こと。</u></p> <p>・被害状況の一括集約、分析、報告に関する<u>こと。</u></p> <p>・避難住民の総合的把握に関する<u>こと。</u></p> <p>・り災者の傷害状況調査、名簿の作成に関する<u>こと。</u></p> <p>・防災行政無線での広報に関する<u>こと。</u></p> <p>・国、県、警察署、埼玉東部消防組合ー加須消防署、市、交通機関等の連絡調整及び関係機関、市民及び各部署からの被害情報の収集、伝達に関する<u>こと。</u></p> <p>・消防団の連絡・調整・招集に関する<u>こと。</u></p> <p>・所管施設利用者の誘導及び安全確保に関する<u>こと。</u></p> <p>・関係施設の被害状況把握、連絡調整・報告に関する<u>こと。</u></p> <p>・災害備蓄品の管理、配給に関する<u>こと。</u></p> <p>・防災会議その他関係機関及び部内の連絡調整に関する<u>こと。</u></p> <p>・自衛隊の派遣要請に関する<u>こと</u> (総務班と連携)。</p> <p>・防災関係機関およびアマチュア無線クラ</p>

頁	編	章	節	改正後			現 行														
60	3	1	2	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>業務継続計画(BCP)の進行管理の連絡調整に関する事</u>。<u>(以降継続)</u> ・<u>報道機関の取材対応に関する事</u>。<u>(以降継続)</u> 【<u>1日～3日以内に着手</u>】 ・<u>出動職員の配置状況の集約に関する事</u>。<u>(以降継続)</u> ・<u>被害状況の全体的な把握に関する事</u>。<u>(以降継続)</u> ・<u>各避難場所との連絡調整・受入体制の整備に関する事</u>。<u>(以降継続)</u> ・<u>ヘリコプターによる空中輸送体制に関する事</u>。 ・<u>被災者台帳の作成に関する事</u>。<u>(以降継続)</u> 【<u>4日～7日以内に着手</u>】 ・<u>避難場所の生活環境及び集約に関する事</u>。<u>(以降継続)</u> 【<u>1週間～1か月以内に着手</u>】 ・<u>激甚災害指定手続に関する事</u>。 ・<u>民生安定のための緊急措置に関する事</u>。<u>(以降継続)</u> 			<ul style="list-style-type: none"> <u>ブ等の協力応援に関する事</u>。 ・<u>避難実施要領の策定に関する事</u>。 ・<u>生活関連等施設の安全確保に関する事</u>。<u>(以降継続)</u> ・<u>出動職員の配置状況の集約に関する事</u>。 ・<u>民間避難所との連絡調整に関する事</u>。 ・<u>ヘリコプターによる空中輸送体制に関する事</u>。 ・<u>激甚災害指定手続に関する事</u>。 ・<u>被害状況の全体的な把握に関する事</u>。 ・<u>各班の活動状況の総括的な把握に関する事</u>。<u>(以降継続)</u> ・<u>その他国民保護全般に関する事</u>。 														
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 課 名 等</th> <th>班 (担 当 課)</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境安全部</td> <td>被災情報収集班 ●交通防犯課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 【<u>発災当日中に着手</u>】 ・<u>被災情報の収集及び分析、報告に関する事</u>。<u>(以降継続)</u> ・<u>警察等関係機関及び交通・防犯関係団体との連絡調整及び協力要請に関する事</u>。 </td> </tr> </tbody> </table>			部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務	環境安全部	被災情報収集班 ●交通防犯課	<ul style="list-style-type: none"> 【<u>発災当日中に着手</u>】 ・<u>被災情報の収集及び分析、報告に関する事</u>。<u>(以降継続)</u> ・<u>警察等関係機関及び交通・防犯関係団体との連絡調整及び協力要請に関する事</u>。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 課 名 等</th> <th>班 (担 当 課)</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境安全部</td> <td>交通班 (交通防犯課)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>交通手段の確保に関する事</u>。 ・<u>避難住民の誘導手段に関する事</u>。 ・<u>交通途絶に伴う交通規制に関する事</u>。 ・<u>交通施設災害応急対策に関する事</u>。 ・<u>交通安全対策に関する事</u>。 </td> </tr> </tbody> </table>			部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務	環境安全部	交通班 (交通防犯課)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>交通手段の確保に関する事</u>。 ・<u>避難住民の誘導手段に関する事</u>。 ・<u>交通途絶に伴う交通規制に関する事</u>。 ・<u>交通施設災害応急対策に関する事</u>。 ・<u>交通安全対策に関する事</u>。
				部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務															
環境安全部	被災情報収集班 ●交通防犯課	<ul style="list-style-type: none"> 【<u>発災当日中に着手</u>】 ・<u>被災情報の収集及び分析、報告に関する事</u>。<u>(以降継続)</u> ・<u>警察等関係機関及び交通・防犯関係団体との連絡調整及び協力要請に関する事</u>。 																			
部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務																			
環境安全部	交通班 (交通防犯課)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>交通手段の確保に関する事</u>。 ・<u>避難住民の誘導手段に関する事</u>。 ・<u>交通途絶に伴う交通規制に関する事</u>。 ・<u>交通施設災害応急対策に関する事</u>。 ・<u>交通安全対策に関する事</u>。 																			

頁	編	章	節	改正後	現行						
60	3	1	2	<p>○シティブ ロモーション 課 ○市民 相談室</p> <p><u>(以降継続)</u> 【1日～3日以内に着手】 ・交通施設災害応急対策に関する事。 <u>(以降継続)</u> ・災害時の防犯に関する事。<u>(以降継続)</u></p>	<p>・災害時の防犯に関する事。 <u>・災害時の防犯に係る啓発に関する事。</u> ・警察等関係機関及び交通・防犯関係団体との連絡調整及び協力要請に関する事。 <u>・その他交通及び防犯に関する事。</u></p>						
			(削除)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 課 名 等</th> <th>班 (担 当課)</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境安 全部</td> <td>災害地 区支援 班 (予め 地区ご とに指 名され た構成 員)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開閉設、運営に関する事。 ・被害状況の収集及び報告に関する事。 ・避難者の誘導、受入に関する事。 ・災害時要援護者の支援に関する事。 ・避難者カードの配布、名簿の作成に関する事。 ・安否確認 (災害時要援護者を含む。) に関する事。 ・自治協力団体、自主防災組織等との連絡調整に関する事。 ・救援物資の支給援護に関する事。 ・補助避難所への誘導等に関する事。 </td> </tr> </tbody> </table>	部 課 名 等	班 (担 当課)	分掌事務	環境安 全部	災害地 区支援 班 (予め 地区ご とに指 名され た構成 員)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開閉設、運営に関する事。 ・被害状況の収集及び報告に関する事。 ・避難者の誘導、受入に関する事。 ・災害時要援護者の支援に関する事。 ・避難者カードの配布、名簿の作成に関する事。 ・安否確認 (災害時要援護者を含む。) に関する事。 ・自治協力団体、自主防災組織等との連絡調整に関する事。 ・救援物資の支給援護に関する事。 ・補助避難所への誘導等に関する事。
部 課 名 等	班 (担 当課)	分掌事務									
環境安 全部	災害地 区支援 班 (予め 地区ご とに指 名され た構成 員)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開閉設、運営に関する事。 ・被害状況の収集及び報告に関する事。 ・避難者の誘導、受入に関する事。 ・災害時要援護者の支援に関する事。 ・避難者カードの配布、名簿の作成に関する事。 ・安否確認 (災害時要援護者を含む。) に関する事。 ・自治協力団体、自主防災組織等との連絡調整に関する事。 ・救援物資の支給援護に関する事。 ・補助避難所への誘導等に関する事。 									

頁	編	章	節	改正後			現行		
60	3	1	2	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分 掌 事 務	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分 掌 事 務
				環境安 全部	環境班 ●環境 政策課 ○資源 リサイ クル課 (各所 管施 設)	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の被害状況調査に関する<u>こと。</u> ・公害原因物質の汚染状況調査及び応急対策指導、緊急処理に関する<u>こと。</u> (以降継続) ・災害廃棄物処理に関する<u>こと。</u> (以降継続) ・仮置場の開設・運営に関する<u>こと。</u> (以降継続) ・仮設トイレの設置及びし尿処理に関する<u>こと。</u> (以降継続) <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活ごみの処理及び収集に関する<u>こと。</u> (以降継続) ・死亡獣畜の処理及び動物の保護に関する<u>こと。</u> (以降継続) ・防疫に関する<u>こと。</u> (以降継続) ・災害廃棄物処理チームの編成及び運用に関する<u>こと。</u> (以降継続) <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の個別収集に関する<u>こと。</u> (以降継続) <p>【1週間～1か月以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ねずみ、害虫駆除に関する<u>こと。</u> ・被災家屋等の消毒に関する<u>こと。</u> 	環境安 全部	環境班 (環境 政策 課) (資源リ サイクル 課)	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害状況調査、管理、運営及び連絡調整・報告に関する<u>こと。</u> ・所管施設利用者の避難誘導、及び安全確保に関する<u>こと。</u> ・市内事業所を含む公害原因物質の汚染状況調査及び応急対策指導、緊急処理に関する<u>こと。</u> ・環境に係る苦情または要望等の緊急処理に関する<u>こと。</u> ・被害時における公害対策等に関する<u>こと。</u> ・仮設トイレの設置、し尿処理に関する<u>こと。</u> ・ゴミの処理に係る情報収集、処理に関する<u>こと。</u> ・死亡獣畜の処理及び動物の保護に関する<u>こと。</u> ・防疫に関する<u>こと。</u> ・ねずみ、害虫駆除に関する<u>こと。</u> ・被災地の清掃及び災害廃棄物の処理に関する<u>こと。</u> ・廃物、廃品等の処理及び輸送計画に関する<u>こと。</u> ・避難所の開閉設、運営に関する<u>こと。</u> ・その他、環境に関する<u>こと。</u>

頁	編	章	節	改正後			現	行
61	3	1	2	部 課 名 等	班 (担 当課)	分掌事務	(新設)	
				秘書課 ★秘書 課長 ☆市民 相談室 長	秘書班 ●秘書 課	<u>【発災当日中に着手】</u> ・本部長及び副本部長の秘書に関するこ と。(以降継続) <u>【1日～3日以内に着手】</u> ・災害見舞、視察等に関すること。(以降 継続) <u>【1週間～1か月以内に着手】</u> ・支援を受けた自治体、関係機関、企業等 への御礼に関すること。		
61	3	1	2	部 課 名 等	班 (担 当課)	分掌事務	(新設)	
				秘書課 ★秘書 課長 ☆市民 相談室 長	相談班 ●市民 相談室	<u>【発災当日中に着手】</u> ・避難等相談窓口 (コールセンター) の設 置に関すること。(以降継続) ・被災情報の収集及び分析、報告に関する こと。(以降継続) <u>【1日～3日以内に着手】</u> ・市民からの問い合わせ、相談、要望の受 付及び処理に関すること。(以降継続) ・陳情等に関すること。(以降継続)		

頁	編	章	節	改正後			現 行		
61	3	1	2	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分 掌 事 務	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分 掌 事 務
				総合政策部 ★総合政策部長 ☆総合政策部副部長	広報班 ●シテイプロ モーシヨン課	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報道機関との連絡、調整及び取材対応に関すること。(以降継続) ・被災情報の収集及び分析、報告に関すること。(以降継続) ・避難情報及び避難場所に関する情報の提供に関すること。(以降継続) ・ライフライン、交通に関する情報の提供に関すること。(以降継続) ・災害記録の写真撮影、編集及び保存に関すること。(以降継続) <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水や食料、生活物資の供給、<u>災害廃棄物</u>等に関する情報の提供に関すること。(以降継続) <p>【1週間～1か月以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧に関する情報の提供に関すること。(以降継続) 	広報部 ◎秘書 広報課 長 ○市民 相談室 長	広報班 (秘書広報課) (市民相談室)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害広報活動の実施に関すること。 ・報道機関との連絡及び調整に関すること。 ・避難情報及び避難所に関する情報の提供に関すること。 ・ライフライン、交通に関する情報の提供に関すること。 ・市民等の被災・安否に関する情報に関すること。 ・保育、教育及び社会福祉施設等に関する情報の提供。 ・水や食料、生活物資供給、<u>災害ゴミ</u>に関する情報の提供に関すること。 ・被災相談に関する情報提供に関すること。 ・災害記録の写真撮影、編集及び保存に関すること。 ・市民からの問い合わせ、相談、要望の受付及び処理に関すること。 ・陳情等に関すること。 ・その他広報・相談に関すること。

頁	編	章	節	改正後			現行		
62	3	1	2	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分 掌 事 務	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分 掌 事 務
				総合政策部	<u>受援対策班</u> ●政策調整課 <u>○市民協働推進課</u> <u>○業務改善課</u>	<u>【発災当日中】</u> ・ <u>県や協定団体との災害受援対策に関する</u> <u>こと。(以降継続)</u> ・ <u>施設利用者の誘導及び安全確保に関する</u> <u>こと。</u> ・ <u>施設の被害状況の把握及び安全確認に</u> <u>関すること。</u> ・ <u>避難場所の準備、開設、運営に関する</u> <u>こと。(以降継続)</u> ・ <u>所管施設の避難住民の把握に関する</u> <u>こと。</u> ・ <u>所管施設の避難場所と本部との連絡調整</u> <u>に関すること。</u> ・ <u>庁内ネットワークの安定運用に関する</u> <u>こと。(以降継続)</u> ・ <u>災害時応援協定締結先への応援要請に</u> <u>関すること。(以降継続)</u> <u>【1日～3日以内に着手】</u> ・ <u>各班の応援要望及び必要物資の把握と調</u> <u>整に関すること。(以降継続)</u> ・ <u>自治協力団体(自主防災組織)からの相</u> <u>談、連絡並びに総合調整に関する</u> <u>こと。(以降継続)</u> ・ <u>ボランティアの調整に関する</u> <u>こと。(以降継続)</u> <u>【4日～7日以内に着手】</u> ・ <u>災害対策時の住民情報システム及び情報</u> <u>ネットワークの安定運用管理に</u> <u>関すること。(以降継続)</u>	総合政策部	<u>応援対策班</u> (政策調整課) <u>(協働推進課)</u> <u>(市民活動支援課)</u> <u>(IT推進課)</u>	・ <u>所管施設の被害状況調査、管理、運営及</u> <u>び連絡調整・報告に関する</u> <u>こと。</u> ・ <u>所管施設利用者の避難誘導、及び安全確</u> <u>保に関する</u> <u>こと。</u> ・ <u>帰宅困難者に対する情報提供、安否確認</u> <u>等に関する</u> <u>こと。</u> ・ <u>災害時相互応援協定締結先への応援要請</u> <u>に関する</u> <u>こと。</u> ・ <u>応援要請・受入れ及び要員確保に</u> <u>関する</u> <u>こと。</u> ・ <u>自治協力団体及び自主防災組織からの相</u> <u>談、連絡並び総合調整に</u> <u>関する</u> <u>こと。</u> ・ <u>食料、燃料、日用品等の調達及び応援・</u> <u>救助物資(義援品含む)の受入れ、管理、配</u> <u>送に関する</u> <u>こと(調達班及び財政班と連</u> <u>携)。</u> ・ <u>災害対策時の住民情報システム及び情報</u> <u>ネットワークの安定運用管理に</u> <u>関する</u> <u>こと(調査班及び確認班と連携)。</u> ・ <u>災害救助法の適用に</u> <u>関する</u> <u>こと。</u> ・ <u>ボランティア全般及び市災害ボランティ</u> <u>アセンターの運営に</u> <u>関する</u> <u>こと(救援班及</u> <u>び社会福祉協議会と連携)。</u> ・ <u>所管施設の避難所の開閉設、運営に</u> <u>関する</u> <u>こと。</u> ・ <u>その他応援対策に</u> <u>関する</u> <u>こと。</u>

頁	編	章	節	改正後	現 行												
62	3	1	2	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>災害救助法の適用に関すること。(以降継続)</u> ・<u>受援対策班の協力に関すること。(以降継続)</u> 【1日～3日以内に着手】 ・<u>市有財産の被害調査に関すること。</u> ・<u>緊急予算編成及び資金調達に関すること。(以降継続)</u> ・<u>コールセンターに関すること。(以降継続)</u> 【4日～7日以内に着手】 ・<u>緊急工事、物品購入等の契約に関すること。(以降継続)</u> ・<u>災害ボランティアセンターとの調整に関すること。(以降継続)</u> 【1週間～1か月以内に着手】 ・<u>公用負担等による損失補償問題に関すること。</u> 													
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 課 名 等</th> <th>班 (担 当 課)</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合政策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●財政課 ○管理契約課 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 【<u>発災当日中に着手</u>】 ・<u>受援対策班の協力に関すること。(以降継続)</u> 【1日～3日以内に着手】 ・<u>市有財産の被害調査に関すること。</u> ・<u>緊急予算編成及び資金調達に関すること。(以降継続)</u> ・<u>コールセンターに関すること。(以降継続)</u> 【4日～7日以内に着手】 </td> </tr> </tbody> </table>	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務	総合政策部	<ul style="list-style-type: none"> ●財政課 ○管理契約課 	<ul style="list-style-type: none"> 【<u>発災当日中に着手</u>】 ・<u>受援対策班の協力に関すること。(以降継続)</u> 【1日～3日以内に着手】 ・<u>市有財産の被害調査に関すること。</u> ・<u>緊急予算編成及び資金調達に関すること。(以降継続)</u> ・<u>コールセンターに関すること。(以降継続)</u> 【4日～7日以内に着手】 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 課 名 等</th> <th>班 (担 当 課)</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 財政班 (行政経営課) (財政課) (管理契約課) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>応援対策班の協力に関すること。</u> ・<u>市有財産の被害調査に関すること。</u> ・<u>緊急予算編成及び資金調達に関すること。</u> ・<u>食料、燃料、日用品等の調達及び救助物資(義援品含む)の受入、管理、配送に関すること(調達班及び応援対策班と連携)。</u> ・<u>生活関連物資等の情報提供に関すること。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務		<ul style="list-style-type: none"> 財政班 (行政経営課) (財政課) (管理契約課) 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>応援対策班の協力に関すること。</u> ・<u>市有財産の被害調査に関すること。</u> ・<u>緊急予算編成及び資金調達に関すること。</u> ・<u>食料、燃料、日用品等の調達及び救助物資(義援品含む)の受入、管理、配送に関すること(調達班及び応援対策班と連携)。</u> ・<u>生活関連物資等の情報提供に関すること。</u>
部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務															
総合政策部	<ul style="list-style-type: none"> ●財政課 ○管理契約課 	<ul style="list-style-type: none"> 【<u>発災当日中に着手</u>】 ・<u>受援対策班の協力に関すること。(以降継続)</u> 【1日～3日以内に着手】 ・<u>市有財産の被害調査に関すること。</u> ・<u>緊急予算編成及び資金調達に関すること。(以降継続)</u> ・<u>コールセンターに関すること。(以降継続)</u> 【4日～7日以内に着手】 															
部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務															
	<ul style="list-style-type: none"> 財政班 (行政経営課) (財政課) (管理契約課) 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>応援対策班の協力に関すること。</u> ・<u>市有財産の被害調査に関すること。</u> ・<u>緊急予算編成及び資金調達に関すること。</u> ・<u>食料、燃料、日用品等の調達及び救助物資(義援品含む)の受入、管理、配送に関すること(調達班及び応援対策班と連携)。</u> ・<u>生活関連物資等の情報提供に関すること。</u> 															

頁	編	章	節	改正後	現行												
63	3	1	2	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>緊急工事、物品購入等の契約に関する</u><u>こと。</u>（以降継続） ・<u>災害ボランティアセンターとの調整に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u>（以降継続） ・<u>【1週間～1か月以内に着手】</u> ・公用負担等による損失補償問題に関する 	<ul style="list-style-type: none"> ・公用負担等による損失補償問題に関する ・<u>その他財政に関する</u><u>こと。</u> 												
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 課 名 等</th> <th>班 (担 当 課)</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 務 部 ★総務 部長 ☆総務 部副部長</td> <td>総務班 ●総務 課 ○人 <u>権・男 女共同 参画課</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>【発災当日中に着手】</u> ・庁舎の被害調査に関する ・停電対策に関する ・自衛隊の受け入れに関する （以降 継続） <ul style="list-style-type: none"> ・<u>【1日～3日以内に着手】</u> ・公用車の配置及び輸送車両の確保に ・<u>関</u><u>する</u><u>こと。</u>（以降継続） ・<u>庁舎への食料、物資保管の準備に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u>（以降継続） ・<u>自衛隊及びその他機関職員の連絡調整に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u>（以降継続） ・<u>【1週間～1か月以内に着手】</u> ・<u>災害状況の統計処理等に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u> ・<u>庁舎及び公用車両の維持管理に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務	総 務 部 ★総務 部長 ☆総務 部副部長	総務班 ●総務 課 ○人 <u>権・男 女共同 参画課</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>【発災当日中に着手】</u> ・庁舎の被害調査に関する ・停電対策に関する ・自衛隊の受け入れに関する （以降 継続） <ul style="list-style-type: none"> ・<u>【1日～3日以内に着手】</u> ・公用車の配置及び輸送車両の確保に ・<u>関</u><u>する</u><u>こと。</u>（以降継続） ・<u>庁舎への食料、物資保管の準備に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u>（以降継続） ・<u>自衛隊及びその他機関職員の連絡調整に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u>（以降継続） ・<u>【1週間～1か月以内に着手】</u> ・<u>災害状況の統計処理等に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u> ・<u>庁舎及び公用車両の維持管理に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u> 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 課 名 等</th> <th>班 (担 当 課)</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 務 部 ◎総務 部長 ○総務 部副部長</td> <td>総務班 （総務 課） <u>（人権 推進 課）</u> <u>（男女 共同参 画課）</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>所管施設の被害状況調査、管理、運営及</u><u>び連絡調整・報告に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u> ・<u>所管施設利用者の避難誘導、及び安全確</u><u>保に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u> ・<u>自衛隊の派遣要請に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと</u>（総括班 と連携）。 ・公用車の配置及び輸送車両の確保に ・<u>輸送車両確保に係る指定地方公共機関等</u><u>への協力、要請等に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u> ・<u>本庁舎への食料、物資保管の準備に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u> ・<u>臨時電話の応急復旧に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u> ・<u>資機材及び燃料等の調査に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u> ・<u>災害状況の統計に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u> ・<u>所管施設の避難所の開閉設、運営に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u> ・<u>その他総務に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務	総 務 部 ◎総務 部長 ○総務 部副部長	総務班 （総務 課） <u>（人権 推進 課）</u> <u>（男女 共同参 画課）</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>所管施設の被害状況調査、管理、運営及</u><u>び連絡調整・報告に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u> ・<u>所管施設利用者の避難誘導、及び安全確</u><u>保に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u> ・<u>自衛隊の派遣要請に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと</u>（総括班 と連携）。 ・公用車の配置及び輸送車両の確保に ・<u>輸送車両確保に係る指定地方公共機関等</u><u>への協力、要請等に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u> ・<u>本庁舎への食料、物資保管の準備に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u> ・<u>臨時電話の応急復旧に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u> ・<u>資機材及び燃料等の調査に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u> ・<u>災害状況の統計に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u> ・<u>所管施設の避難所の開閉設、運営に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u> ・<u>その他総務に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u>
部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務															
総 務 部 ★総務 部長 ☆総務 部副部長	総務班 ●総務 課 ○人 <u>権・男 女共同 参画課</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>【発災当日中に着手】</u> ・庁舎の被害調査に関する ・停電対策に関する ・自衛隊の受け入れに関する （以降 継続） <ul style="list-style-type: none"> ・<u>【1日～3日以内に着手】</u> ・公用車の配置及び輸送車両の確保に ・<u>関</u><u>する</u><u>こと。</u>（以降継続） ・<u>庁舎への食料、物資保管の準備に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u>（以降継続） ・<u>自衛隊及びその他機関職員の連絡調整に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u>（以降継続） ・<u>【1週間～1か月以内に着手】</u> ・<u>災害状況の統計処理等に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u> ・<u>庁舎及び公用車両の維持管理に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u> 															
部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務															
総 務 部 ◎総務 部長 ○総務 部副部長	総務班 （総務 課） <u>（人権 推進 課）</u> <u>（男女 共同参 画課）</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>所管施設の被害状況調査、管理、運営及</u><u>び連絡調整・報告に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u> ・<u>所管施設利用者の避難誘導、及び安全確</u><u>保に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u> ・<u>自衛隊の派遣要請に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと</u>（総括班 と連携）。 ・公用車の配置及び輸送車両の確保に ・<u>輸送車両確保に係る指定地方公共機関等</u><u>への協力、要請等に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u> ・<u>本庁舎への食料、物資保管の準備に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u> ・<u>臨時電話の応急復旧に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u> ・<u>資機材及び燃料等の調査に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u> ・<u>災害状況の統計に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u> ・<u>所管施設の避難所の開閉設、運営に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u> ・<u>その他総務に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u> 															

頁	編	章	節	改正後			現行		
63	3	1	2	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務
					職員班 ●職員 課	<p><u>【発災当日中に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の安否、動員、参集状況の把握に関する<u>こと。</u> (以降継続) <p><u>【1日～3日以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の計画的な配置に関する<u>こと。</u> (以降継続) ・災害対応職員の飲食料等の確保に関する<u>こと。</u> (以降継続) <p><u>【4日～7日以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害従事職員の災害補償及び諸手当に関する<u>こと。</u> (以降継続) ・職員健康管理 (心のケア等) に関する<u>こと。</u> (以降継続) ・労務力の確保に関する<u>こと。</u> (以降継続) <p><u>【8日以降に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害従事職員の災害補償及び諸手当に関する<u>こと。</u> 		職員班 (職員 課)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員<u>の動員・報告及び参集職員の厚生 (ローテーション、健康等) に関する<u>こと。</u></u> ・要員確保に関する<u>こと (応援対策班と連携)。</u> ・自衛隊及びその他機関職員の体制に関する<u>こと。</u> ・災害従事職員の災害補償及び諸手当に関する<u>こと。</u> ・<u>その他職員に関する<u>こと。</u></u>
63	3	1	2	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務
				総務部	調査班 ●税務 課 ○収納 課	<p><u>【発災当日中に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋等の被害調査に係る体制の構築に関する<u>こと。</u> <p><u>【1日～3日以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害認定調査、り災証明書交付等に関する広報・窓口開設に関する<u>こと。</u> (以降継続) <p><u>【4日～7日以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋等の被害認定調査に関する<u>こと。</u> 	総務部	調査班 (税務 課) (収納 課)	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋等の被害状況の現地調査に関する<u>こと。</u> ・り災証明に関する<u>こと。</u> ・市税の減免及びその他納税相談に関する<u>こと。</u> ・災害対策時の税に係る住民情報システム及び情報ネットワークの安定運用管理に関する<u>こと (応援対策班と連携)。</u> ・<u>その他調査に関する<u>こと。</u></u>

頁	編	章	節	改正後	現 行
				<p><u>(以降継続)</u> <u>・り災証明、被災証明の交付手続きに関する</u> <u>こと。(以降継続)</u> 【1週間～1か月内に着手】 ・市税の減免及びその他納税相談に関する こと</p>	

頁	編	章	節	改正後			現 行		
64	3	1	2	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分 掌 事 務	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分 掌 事 務
				総務部	確認班 ●市民 課	<p><u>【発災当日中に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人被災者に対する災害情報や避難等の周知に関する<u>こと。</u> ・遺体の処理に関する関係機関等との体制の構築に関する<u>こと。</u> (以降継続) ・棺やドライアイスの確保に関する<u>こと。</u> (以降継続) <p><u>【1日～3日以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人の安全確保に関する<u>こと。</u> ・行方不明者及び遺体の捜索に関する<u>こと。</u> (以降継続) ・市民等の安否に関する情報の提供に関する<u>こと。</u> (以降継続) ・遺体の収容・処理に関する<u>こと。</u> (以降継続) <p><u>【4日～7日以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺体の埋葬・火葬に関する<u>こと。</u> (以降継続) ・死亡者の広報に関する<u>こと。</u> (以降継続) 	総務部	確認班 (市民 課)	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人の安全確保に関する<u>こと。</u> ・遺体の処理に関する<u>こと。</u> ・遺体の埋葬・火葬に関する<u>こと</u> (救援班と連携)。 ・死亡者の広報に関する<u>こと。</u> ・災害対策時の戸籍に係る住民情報システム及び情報ネットワークの安定運用管理に関する<u>こと</u> (応援対策班と連携)。 ・その他確認に関する<u>こと。</u>

頁	編	章	節	改正後			現 行		
65	3	1	2	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分 掌 事 務	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分 掌 事 務
				経済部 ★経済 部長 ☆経済 部副部 長	帰宅支 援班 ●産業 振興課	<p><u>【発災当日中に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者に対する交通機関や避難場所等の情報提供及び支援に関すること。(以降継続) ・備蓄支援物資班の協力に関すること。(以降継続) <p><u>【1日～3日以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者の帰宅活動への支援に関すること。 <p><u>【4日～7日以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工団体との連絡調整に関すること。(以降継続) ・市内小売販売業者等への状況連絡に関すること。 ・市内小売販売業者等に対する調達品の搬入要請に関すること。(以降継続) <p><u>【1週間～1か月以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害を受けた中小企業者に対する資金の制度融資等に関すること。 ・商工業関係の復旧対策の総合調整に関すること。 ・商業者に対する金融措置に関すること。 ・災害に係る住宅修繕工事助成制度に関すること。 	経済部	帰宅支 援班 <u>(産業 雇用 課)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者の帰宅活動への支援に関すること。 ・被害を受けた中小企業者に対する制度資金等の融資等に関すること。 ・被害を受けた勤労者に対する住宅資金等の融資等に関すること。 ・就労・産業雇用等に関すること。 ・勤労者団体との連絡調整に関すること。 ・その他帰宅支援に関すること。

頁	編	章	節	改正後			現行		
65	3	1	2	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務
				経済部	<u>備蓄支援物資班</u> ●観光振興課 ○産業振興課 ○農業振興課 ○農業委員会事務局	<u>【発災当日中に着手】</u> ・避難場所に対する備蓄物資の搬送に関する <u>こと。(以降継続)</u> ・災害用物資の管理・調達に関する <u>こと。(以降継続)</u> <u>【1日～3日以内に着手】</u> ・調達品の拠点集積場所の開設運営に関する <u>こと。(以降継続)</u> ・調達品の受入、搬送記録の確認に関する <u>こと。(以降継続)</u>	経済部	<u>調達班(商業観光課)</u> ・商店、工場、事業所等の状況及び被害等の集約に関する <u>こと。</u> ・商工機関、団体との連絡調整に関する <u>こと。</u> ・食料、燃料、日用品等の調達及び救助物資(義援品含む)の受入、管理、配送に関する <u>こと(応援対策班及び財政班と連携)。</u> ・商工業関係の復旧対策の総合調整に関する <u>こと。</u> ・その他調達に関する <u>こと。</u>	
65	3	1	2	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務
				経済部	農業班 ●農業振興課 ○農業委員会事務局	<u>【発災当日中に着手】</u> ・所管施設利用者の安全確保に関する <u>こと。</u> ・所管施設の避難住民の把握に関する <u>こと。(以降継続)</u> ・所管施設の避難場所と本部との連絡調整に関する <u>こと。(以降継続)</u> ・備蓄支援物資班の協力に関する <u>こと。(以降継続)</u> <u>【4日～7日以内に着手】</u> ・農作物等の被害調査に関する <u>こと。(以降継続)</u> ・農業施設、水産施設、畜産施設等の被害状況の調査に関する <u>こと。(以降継続)</u>	経済部	農業班(農業振興課) (農業委員会事務局) ・所管施設の被害状況調査、管理、運営及び連絡調整・報告に関する <u>こと。</u> ・所管施設利用者の避難誘導、及び安全確保に関する <u>こと。</u> ・農作物等の被害調査に関する <u>こと。</u> ・農業施設、水産施設、畜産施設等の被害状況の調査に関する <u>こと。</u> ・農業団体との連絡調整に関する <u>こと。</u> ・農作物等の確保及び輸送の総合統括に関する <u>こと。</u> ・農作物等の調達、保管及び防疫に関する <u>こと。</u> ・農家に対する金融措置に関する <u>こと。</u> ・所管施設の避難所の開閉設、運営に関する <u>こと。</u>	

頁	編	章	節	改正後			現行						
66	3	1	2			<ul style="list-style-type: none"> ・農業団体との連絡調整に関すること。 <u>【以降継続】</u> ・農作物等の確保及び輸送の総合統括に関すること。<u>【以降継続】</u> ・農作物等の調達、保管及び防疫に関すること。<u>【以降継続】</u> <u>【1週間～1か月以内に着手】</u> ・農家に対する金融措置に関すること。 			<ul style="list-style-type: none"> <u>ること。</u> <u>・その他農業に関すること。</u> 				
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 課 名 等</th> <th>班 (担 当 課)</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こども局 ★こども局長 ☆こども局副局長</td> <td>避難場所運営支援班 ●子育て支援課 ○こども保育課</td> <td> <u>【発災当日中に着手】</u> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の開設・運営に関すること。<u>【以降継続】</u> ・避難場所からの情報収集に関すること。<u>【以降継続】</u> ・避難場所の情報発信に関すること。<u>【以降継続】</u> <u>【1日～3日以内に着手】</u> ・避難場所交代要員の要請に関すること。<u>【以降継続】</u> ・避難場所の再編の検討に関すること。<u>【以降継続】</u> ・避難場所運営マニュアルに基づく避難場所ルール構築に関すること。<u>【以降継続】</u> <u>【4日～7日以内に着手】</u> ・避難場所の再編に関すること。<u>【以降継続】</u> <u>【1週間～1か月以内に着手】</u> </td> </tr> </tbody> </table>	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務	こども局 ★こども局長 ☆こども局副局長	避難場所運営支援班 ●子育て支援課 ○こども保育課	<u>【発災当日中に着手】</u> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の開設・運営に関すること。<u>【以降継続】</u> ・避難場所からの情報収集に関すること。<u>【以降継続】</u> ・避難場所の情報発信に関すること。<u>【以降継続】</u> <u>【1日～3日以内に着手】</u> ・避難場所交代要員の要請に関すること。<u>【以降継続】</u> ・避難場所の再編の検討に関すること。<u>【以降継続】</u> ・避難場所運営マニュアルに基づく避難場所ルール構築に関すること。<u>【以降継続】</u> <u>【4日～7日以内に着手】</u> ・避難場所の再編に関すること。<u>【以降継続】</u> <u>【1週間～1か月以内に着手】</u> 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 課 名 等</th> <th>班 (担 当 課)</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こども局 ◎こども局長 ○こども局副局長</td> <td>子育て班 (こども政策課) (子育て支援課) (学童保育室) (子育て支援センター) (児童館等)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害状況調査、管理、運営及び連絡調整・報告に関すること。 ・所管施設利用者（主に幼児、児童）の避難誘導、及び安全確保に関すること。 ・所在地周辺の被害状況の収集、報告に関すること。 ・所管施設の保健、衛生及び清掃に関すること。 ・所管施設の被害状況に関する県への報告に関すること。 ・所管施設の機能回復に要する諸手続きに関すること。 ・指定避難場所収容が困難な場合における施設開放の指示に関すること。 ・避難所の開閉設、運営に関すること。 ・その他子育てに関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	部 課 名 等	班 (担 当 課)
部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務											
こども局 ★こども局長 ☆こども局副局長	避難場所運営支援班 ●子育て支援課 ○こども保育課	<u>【発災当日中に着手】</u> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の開設・運営に関すること。<u>【以降継続】</u> ・避難場所からの情報収集に関すること。<u>【以降継続】</u> ・避難場所の情報発信に関すること。<u>【以降継続】</u> <u>【1日～3日以内に着手】</u> ・避難場所交代要員の要請に関すること。<u>【以降継続】</u> ・避難場所の再編の検討に関すること。<u>【以降継続】</u> ・避難場所運営マニュアルに基づく避難場所ルール構築に関すること。<u>【以降継続】</u> <u>【4日～7日以内に着手】</u> ・避難場所の再編に関すること。<u>【以降継続】</u> <u>【1週間～1か月以内に着手】</u> 											
部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務											
こども局 ◎こども局長 ○こども局副局長	子育て班 (こども政策課) (子育て支援課) (学童保育室) (子育て支援センター) (児童館等)	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害状況調査、管理、運営及び連絡調整・報告に関すること。 ・所管施設利用者（主に幼児、児童）の避難誘導、及び安全確保に関すること。 ・所在地周辺の被害状況の収集、報告に関すること。 ・所管施設の保健、衛生及び清掃に関すること。 ・所管施設の被害状況に関する県への報告に関すること。 ・所管施設の機能回復に要する諸手続きに関すること。 ・指定避難場所収容が困難な場合における施設開放の指示に関すること。 ・避難所の開閉設、運営に関すること。 ・その他子育てに関すること。 											

頁	編	章	節	改正後	現行						
66	3	1	2	<p><u>・閉所に向けた準備に関すること。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 課 名 等</th> <th>班 (担 当 課)</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>災害地区支援班</td> <td> <p>【発災当日中に着手】</p> <p><u>・避難場所の開設、運営に関すること。(以降継続)</u></p> <p><u>・該当地区内の被害状況の収集及び報告に関すること。(以降継続)</u></p> <p><u>・避難者の誘導、受入に関すること。(以降継続)</u></p> <p><u>・災害時要援護者の支援に関すること。(以降継続)</u></p> <p><u>・避難者カードの配布、名簿の作成に関すること。(以降継続)</u></p> <p><u>・安否確認(災害時要援護者を含む。)に関すること。(以降継続)</u></p> <p>【1日～3日以内に着手】</p> <p><u>・自治協力団体、自主防災組織等との避難場所運営に関すること。(以降継続)</u></p> <p><u>・救援物資の支給援護に関すること。(以降継続)</u></p> <p><u>・避難場所運営マニュアルに基づく避難場所ルールの構築に関すること。(以降継続)</u></p> <p>【1週間～1か月以内に着手】</p> <p><u>・補助避難場所への誘導等に関すること。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務		災害地区支援班	<p>【発災当日中に着手】</p> <p><u>・避難場所の開設、運営に関すること。(以降継続)</u></p> <p><u>・該当地区内の被害状況の収集及び報告に関すること。(以降継続)</u></p> <p><u>・避難者の誘導、受入に関すること。(以降継続)</u></p> <p><u>・災害時要援護者の支援に関すること。(以降継続)</u></p> <p><u>・避難者カードの配布、名簿の作成に関すること。(以降継続)</u></p> <p><u>・安否確認(災害時要援護者を含む。)に関すること。(以降継続)</u></p> <p>【1日～3日以内に着手】</p> <p><u>・自治協力団体、自主防災組織等との避難場所運営に関すること。(以降継続)</u></p> <p><u>・救援物資の支給援護に関すること。(以降継続)</u></p> <p><u>・避難場所運営マニュアルに基づく避難場所ルールの構築に関すること。(以降継続)</u></p> <p>【1週間～1か月以内に着手】</p> <p><u>・補助避難場所への誘導等に関すること。</u></p>	(新設)
部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務									
	災害地区支援班	<p>【発災当日中に着手】</p> <p><u>・避難場所の開設、運営に関すること。(以降継続)</u></p> <p><u>・該当地区内の被害状況の収集及び報告に関すること。(以降継続)</u></p> <p><u>・避難者の誘導、受入に関すること。(以降継続)</u></p> <p><u>・災害時要援護者の支援に関すること。(以降継続)</u></p> <p><u>・避難者カードの配布、名簿の作成に関すること。(以降継続)</u></p> <p><u>・安否確認(災害時要援護者を含む。)に関すること。(以降継続)</u></p> <p>【1日～3日以内に着手】</p> <p><u>・自治協力団体、自主防災組織等との避難場所運営に関すること。(以降継続)</u></p> <p><u>・救援物資の支給援護に関すること。(以降継続)</u></p> <p><u>・避難場所運営マニュアルに基づく避難場所ルールの構築に関すること。(以降継続)</u></p> <p>【1週間～1か月以内に着手】</p> <p><u>・補助避難場所への誘導等に関すること。</u></p>									

頁	編	章	節	改正後			現行		
67	3	1	2	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分 掌 事 務	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分 掌 事 務
				こども局	子育て保育班 ●子育て支援課 ○こども保育課 (各所管施設)	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>幼児、児童の安全確保に関すること。</u> ・所管施設の被害状況調査、管理、運営及び連絡調整・報告に関すること。<u>(以降継続)</u> ・民間の教育・保育関連施設の被害調査及び連絡調整に関すること。<u>(以降継続)</u> ・所管施設利用者の避難誘導及び安全確保に関すること。 ・所在地周辺の被害状況の収集、報告に関すること。<u>(以降継続)</u> <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の保健、衛生及び清掃に関すること。<u>(以降継続)</u> ・所管施設の機能回復に要する諸手続きに関すること。<u>(以降継続)</u> ・その他保育に関すること。 <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害状況に関する県等への報告に関すること。<u>(以降継続)</u> ・関係する民間施設等の被害調査に関すること。 ・指定避難場所収容が困難な場合における施設開放の指示に関すること。<u>(以降継続)</u> 	こども局	保育班 (保育幼稚園課) (保育所) (あすなる園) (幼稚園等)	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害状況調査、管理、運営及び連絡調整・報告に関すること。 ・<u>所管施設利用者(主に幼児、児童)の避難誘導、及び安全確保に関すること。</u> ・<u>応急保育実施場所の確保に関すること。</u> ・<u>施設の被害調査に関すること。</u> ・所在地周辺の被害状況の収集、報告に関すること。 ・所管施設の保健、衛生及び清掃に関すること。 ・所管施設の被害状況に関する県への報告に関すること。 ・所管施設の機能回復に要する諸手続きに関すること。 ・<u>避難所の開閉設、運営に関すること。</u> ・その他保育に関すること。

頁	編	章	節	改正後			現行		
68	3	1	2	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分 掌 事 務	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分 掌 事 務
				福祉部 ★福祉 部長 ☆福祉 部副部 長	救援班 ●地域 福祉課 ○生活 福祉課 ○障が い者福 祉課 ○社会 福祉協 議会	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所等の被災者のいる施設と連携し、災害時要援護者の安否確認及び避難誘導等に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 (以降継続) ・災害救助法の申請準備、適用実務に関すること。(以降継続) ・所管公共施設、民間施設の被害調査、連絡調整に関すること。 ・社会福祉協議会との連絡、協力要請に関すること。(以降継続) ・災害時要援護者の救援等に関すること。 (以降継続) <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行方不明者及び遺体の捜索に関すること。(以降継続) ・遺体の収容・処理に関すること。(以降継続) ・行方不明者の相談に関すること。(以降継続) <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンターの運営の補佐に関すること。(以降継続) <p>【1週間以降に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援制度及び埼玉県・市町村被災者安心支援制度に関すること。 (申請書の受理) ・災害融資・弔慰金等の支給に関するこ 	福祉部 ◎福祉 部長 ○福祉 部副部 長	救援班 (社会福 祉課) (障がい 者福祉 課)	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害状況調査、管理、運営及び連絡調整・報告に関すること。 ・所管施設利用者の避難誘導、及び安全確保に関すること。 ・災害時要援護者の安否確認及び避難誘導等に関すること(福祉班及び災害地区支援班ほか関係する班と連携)。 ・災害時要援護者の救援等に関すること(福祉班及び災害地区支援班ほか関係する班と連携)。 ・災害救助法の申請準備、適用実務に関すること。 ・民間施設の被害調査に関すること。 ・棺やドライアイスの確保に関すること。 ・非常用食料、その他諸物資の配給に関すること。 ・市災害ボランティアセンターの運営の補佐に関すること(応援班及び社会福祉協議会と連携)。 ・社会福祉協議会との連絡、協力要請に関すること。 ・遺体の収容及び埋・火葬に関すること(確認班と連携)。 ・災害弔慰金、災害見舞金の支給に関すること。 ・避難所(一部の公民館)の開閉設、運営に関すること。 ・その他救援に関すること。

頁	編	章	節	改正後	現 行								
69	3	1	2	<p>と。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導等の指示に関すること。 ・施設の被害調査に関すること。 ・所管施設利用者の安全確保に関すること。 <p>と。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の避難住民の把握に関すること。(以降継続) ・施設避難場所と本部との連絡調整に関すること。(以降継続) ・災害時要援護者の救済に関すること。(以降継続) <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス提供事業者の被害調査及び連絡調整に関すること。(以降継続) ・施設の保健、衛生及び清掃に関すること。(以降継続) <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対する介護保険被保険者証等の交付や介護保険料及び利用料の減額免除等に関すること。(以降継続) ・社会福祉施設の応急対策に関すること。(以降継続) 									
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 課 名 等</th> <th>班 (担 当 課)</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>★社会福祉協議会 (本部付)</td> <td>●社会福祉協議会</td> <td> <p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンターの開設準備に関すること。(以降継続) <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア募集の周知に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務	★社会福祉協議会 (本部付)	●社会福祉協議会	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンターの開設準備に関すること。(以降継続) <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア募集の周知に関すること。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 課 名 等</th> <th>班 (担 当 課)</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉部</td> <td>社会福祉協議会 (あけぼの)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・市災害ボランティアセンターの運営に関すること (応援班及び救援班と連携)。 ・福祉避難所 (あけぼの園) の開閉設、運営に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	部 課 名 等	班 (担 当 課)
部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務											
★社会福祉協議会 (本部付)	●社会福祉協議会	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンターの開設準備に関すること。(以降継続) <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア募集の周知に関すること。 											
部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務											
福祉部	社会福祉協議会 (あけぼの)	<ul style="list-style-type: none"> ・市災害ボランティアセンターの運営に関すること (応援班及び救援班と連携)。 ・福祉避難所 (あけぼの園) の開閉設、運営に関すること。 											

頁	編	章	節	改正後	現行												
69	3	1	2	<p>(以降継続)</p> <p>・災害ボランティアセンターの運営に関すること。(以降継続)</p>	<p>園)</p>												
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 課 名 等</th> <th>班 (担 当 課)</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉部</td> <td>福祉班 ●高 齢 介 護 課 ○地 域 福 祉 課 ○生 活 福 祉 課 ○障 が い 者 福 祉 課 (各 所 管 施 設)</td> <td> <p>【発災当日中に着手】</p> <p>・高齢者等の災害時要援護者の安否確認及び避難誘導等の指示に関すること。</p> <p>・施設の被害調査に関すること。</p> <p>・所管施設利用者の安全確保に関すること。</p> <p>・所管施設の避難住民の把握に関すること。(以降継続)</p> <p>・施設避難場所と本部との連絡調整に関すること。(以降継続)</p> <p>・災害時要援護者の救済に関すること。(以降継続)</p> <p>【1日～3日以内に着手】</p> <p>・介護サービス提供事業者の被害調査及び連絡調整に関すること。(以降継続)</p> <p>・施設の保健、衛生及び清掃に関すること。(以降継続)</p> <p>【4日～7日以内に着手】</p> <p>・被災者に対する介護保険被保険者証等の交付や介護保険料及び利用料の減額免除等に関すること。(以降継続)</p> <p>・社会福祉施設の応急対策に関すること。(以降継続)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務	福祉部	福祉班 ●高 齢 介 護 課 ○地 域 福 祉 課 ○生 活 福 祉 課 ○障 が い 者 福 祉 課 (各 所 管 施 設)	<p>【発災当日中に着手】</p> <p>・高齢者等の災害時要援護者の安否確認及び避難誘導等の指示に関すること。</p> <p>・施設の被害調査に関すること。</p> <p>・所管施設利用者の安全確保に関すること。</p> <p>・所管施設の避難住民の把握に関すること。(以降継続)</p> <p>・施設避難場所と本部との連絡調整に関すること。(以降継続)</p> <p>・災害時要援護者の救済に関すること。(以降継続)</p> <p>【1日～3日以内に着手】</p> <p>・介護サービス提供事業者の被害調査及び連絡調整に関すること。(以降継続)</p> <p>・施設の保健、衛生及び清掃に関すること。(以降継続)</p> <p>【4日～7日以内に着手】</p> <p>・被災者に対する介護保険被保険者証等の交付や介護保険料及び利用料の減額免除等に関すること。(以降継続)</p> <p>・社会福祉施設の応急対策に関すること。(以降継続)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 課 名 等</th> <th>班 (担 当 課)</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>福祉班 (高 齢 者 福 祉 課) (老 人 福 祉 セ ン タ ー)</td> <td> <p>・所管施設の被害状況調査、管理、運営及び連絡調整・報告に関すること。</p> <p>・所管施設利用者の避難誘導、及び安全確保に関すること。</p> <p>・災害時要援護者の安否確認及び避難誘導等の指示に関すること(救援班及び災害地区支援班ほか関係する班と連携)。</p> <p>・災害時要援護者の救援等に関すること(救援班及び災害地区支援班ほか関係する班と連携)。</p> <p>・所管施設の避難所の開閉設、運営に関すること。</p> <p>・所管施設の避難所の炊き出し場所等の指定に関すること。</p> <p>・介護サービス提供事業者の被害調査及び連絡調整に関すること。</p> <p>・所管施設の保健、衛生及び清掃に関すること。</p> <p>・被災者に対する介護保険被保険者証等の交付や介護保険料及び利用料の減額免除等に関すること。</p> <p>・その他福祉に関すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務		福祉班 (高 齢 者 福 祉 課) (老 人 福 祉 セ ン タ ー)	<p>・所管施設の被害状況調査、管理、運営及び連絡調整・報告に関すること。</p> <p>・所管施設利用者の避難誘導、及び安全確保に関すること。</p> <p>・災害時要援護者の安否確認及び避難誘導等の指示に関すること(救援班及び災害地区支援班ほか関係する班と連携)。</p> <p>・災害時要援護者の救援等に関すること(救援班及び災害地区支援班ほか関係する班と連携)。</p> <p>・所管施設の避難所の開閉設、運営に関すること。</p> <p>・所管施設の避難所の炊き出し場所等の指定に関すること。</p> <p>・介護サービス提供事業者の被害調査及び連絡調整に関すること。</p> <p>・所管施設の保健、衛生及び清掃に関すること。</p> <p>・被災者に対する介護保険被保険者証等の交付や介護保険料及び利用料の減額免除等に関すること。</p> <p>・その他福祉に関すること。</p>
部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務															
福祉部	福祉班 ●高 齢 介 護 課 ○地 域 福 祉 課 ○生 活 福 祉 課 ○障 が い 者 福 祉 課 (各 所 管 施 設)	<p>【発災当日中に着手】</p> <p>・高齢者等の災害時要援護者の安否確認及び避難誘導等の指示に関すること。</p> <p>・施設の被害調査に関すること。</p> <p>・所管施設利用者の安全確保に関すること。</p> <p>・所管施設の避難住民の把握に関すること。(以降継続)</p> <p>・施設避難場所と本部との連絡調整に関すること。(以降継続)</p> <p>・災害時要援護者の救済に関すること。(以降継続)</p> <p>【1日～3日以内に着手】</p> <p>・介護サービス提供事業者の被害調査及び連絡調整に関すること。(以降継続)</p> <p>・施設の保健、衛生及び清掃に関すること。(以降継続)</p> <p>【4日～7日以内に着手】</p> <p>・被災者に対する介護保険被保険者証等の交付や介護保険料及び利用料の減額免除等に関すること。(以降継続)</p> <p>・社会福祉施設の応急対策に関すること。(以降継続)</p>															
部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務															
	福祉班 (高 齢 者 福 祉 課) (老 人 福 祉 セ ン タ ー)	<p>・所管施設の被害状況調査、管理、運営及び連絡調整・報告に関すること。</p> <p>・所管施設利用者の避難誘導、及び安全確保に関すること。</p> <p>・災害時要援護者の安否確認及び避難誘導等の指示に関すること(救援班及び災害地区支援班ほか関係する班と連携)。</p> <p>・災害時要援護者の救援等に関すること(救援班及び災害地区支援班ほか関係する班と連携)。</p> <p>・所管施設の避難所の開閉設、運営に関すること。</p> <p>・所管施設の避難所の炊き出し場所等の指定に関すること。</p> <p>・介護サービス提供事業者の被害調査及び連絡調整に関すること。</p> <p>・所管施設の保健、衛生及び清掃に関すること。</p> <p>・被災者に対する介護保険被保険者証等の交付や介護保険料及び利用料の減額免除等に関すること。</p> <p>・その他福祉に関すること。</p>															

頁	編	章	節	改正後	現 行												
69	3	1	2	(削除)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 課 名 等</th> <th>班 (担 当課)</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>地域包 括支援 センタ ー</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の災害時要援護者の安否確認及び避難誘導等の指示に関すること。 ・関係機関との連絡調整に関すること。 ・所在地周辺の被害調査に関すること。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>災害時 要援護 者支援 班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて救援班、福祉班及び地域包括支援センターの職員で構成する災害時要援護者支援班を設置する。 </td> </tr> </tbody> </table>	部 課 名 等	班 (担 当課)	分掌事務		地域包 括支援 センタ ー	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の災害時要援護者の安否確認及び避難誘導等の指示に関すること。 ・関係機関との連絡調整に関すること。 ・所在地周辺の被害調査に関すること。 		災害時 要援護 者支援 班	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて救援班、福祉班及び地域包括支援センターの職員で構成する災害時要援護者支援班を設置する。 			
部 課 名 等	班 (担 当課)	分掌事務															
	地域包 括支援 センタ ー	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の災害時要援護者の安否確認及び避難誘導等の指示に関すること。 ・関係機関との連絡調整に関すること。 ・所在地周辺の被害調査に関すること。 															
	災害時 要援護 者支援 班	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて救援班、福祉班及び地域包括支援センターの職員で構成する災害時要援護者支援班を設置する。 															
70	3	1	2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 課 名 等</th> <th>班 (担 当課)</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康医 療部 ★健康 医療部 長 ☆健康 医療部 副部長</td> <td>医療班 ●健康 医療推 進課 ○国保 年金課 ○国民 健康保 険北川 辺診療 所</td> <td> <p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者の安全確保に関すること。 ・医療機関の被害状況、調査に関すること。 ・医薬機関との連絡調整に関すること。(救援労力の要請 (以降継続)) <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消毒薬品及び医療用資機材の受入、回収に関すること。(以降継続) ・医薬品、衛生材料及び保存血液等の調達、補給に関すること。(以降継続) ・医療救護所の開設運営に関すること。(以降継続) <p>【1週間～1か月以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対する国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者証の再交付及び一部負担金の減免、並びに国保税及び後期高齢者医 </td> </tr> </tbody> </table>	部 課 名 等	班 (担 当課)	分掌事務	健康医 療部 ★健康 医療部 長 ☆健康 医療部 副部長	医療班 ●健康 医療推 進課 ○国保 年金課 ○国民 健康保 険北川 辺診療 所	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者の安全確保に関すること。 ・医療機関の被害状況、調査に関すること。 ・医薬機関との連絡調整に関すること。(救援労力の要請 (以降継続)) <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消毒薬品及び医療用資機材の受入、回収に関すること。(以降継続) ・医薬品、衛生材料及び保存血液等の調達、補給に関すること。(以降継続) ・医療救護所の開設運営に関すること。(以降継続) <p>【1週間～1か月以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対する国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者証の再交付及び一部負担金の減免、並びに国保税及び後期高齢者医 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 課 名 等</th> <th>班 (担 当課)</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康医 療部 ◎健康 医療部 長 ○健康 医療部 副部長</td> <td>医療班 (医療 体制推 進課) (国保 年金 課) (医療 診断セ ンタ ー) (国民 健康保 険北川 辺診療 所)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害状況調査、管理、運営及び連絡調整・報告に関すること。 ・所管施設利用者の避難誘導、及び安全確保に関すること。 ・医療機関の被害状況、調査に関すること。 ・医薬機関との連絡調整に関すること (救援労力の要請)。 ・薬剤及び機材の受入、回収に関すること。 ・医薬品及び衛生材料の調達、補給に関すること。 ・被災者に対する国民健康保険、被保険者証の再交付や一部負担金の免除、国保税の減額免除等に関すること。 ・医療・救護助産活動に関すること。 ・その他医療に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	部 課 名 等	班 (担 当課)	分掌事務	健康医 療部 ◎健康 医療部 長 ○健康 医療部 副部長	医療班 (医療 体制推 進課) (国保 年金 課) (医療 診断セ ンタ ー) (国民 健康保 険北川 辺診療 所)	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害状況調査、管理、運営及び連絡調整・報告に関すること。 ・所管施設利用者の避難誘導、及び安全確保に関すること。 ・医療機関の被害状況、調査に関すること。 ・医薬機関との連絡調整に関すること (救援労力の要請)。 ・薬剤及び機材の受入、回収に関すること。 ・医薬品及び衛生材料の調達、補給に関すること。 ・被災者に対する国民健康保険、被保険者証の再交付や一部負担金の免除、国保税の減額免除等に関すること。 ・医療・救護助産活動に関すること。 ・その他医療に関すること。
部 課 名 等	班 (担 当課)	分掌事務															
健康医 療部 ★健康 医療部 長 ☆健康 医療部 副部長	医療班 ●健康 医療推 進課 ○国保 年金課 ○国民 健康保 険北川 辺診療 所	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者の安全確保に関すること。 ・医療機関の被害状況、調査に関すること。 ・医薬機関との連絡調整に関すること。(救援労力の要請 (以降継続)) <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消毒薬品及び医療用資機材の受入、回収に関すること。(以降継続) ・医薬品、衛生材料及び保存血液等の調達、補給に関すること。(以降継続) ・医療救護所の開設運営に関すること。(以降継続) <p>【1週間～1か月以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対する国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者証の再交付及び一部負担金の減免、並びに国保税及び後期高齢者医 															
部 課 名 等	班 (担 当課)	分掌事務															
健康医 療部 ◎健康 医療部 長 ○健康 医療部 副部長	医療班 (医療 体制推 進課) (国保 年金 課) (医療 診断セ ンタ ー) (国民 健康保 険北川 辺診療 所)	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害状況調査、管理、運営及び連絡調整・報告に関すること。 ・所管施設利用者の避難誘導、及び安全確保に関すること。 ・医療機関の被害状況、調査に関すること。 ・医薬機関との連絡調整に関すること (救援労力の要請)。 ・薬剤及び機材の受入、回収に関すること。 ・医薬品及び衛生材料の調達、補給に関すること。 ・被災者に対する国民健康保険、被保険者証の再交付や一部負担金の免除、国保税の減額免除等に関すること。 ・医療・救護助産活動に関すること。 ・その他医療に関すること。 															

頁	編	章	節	改正後	現行												
70	3	1	2	<p><u>療保険料の減免等に関すること。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 課 名 等</th> <th>班 (担 当 課)</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康医 療部</td> <td>衛生班 ●いき いき健 康長寿 課 ○健康 医療推 進課 ○子育 て支援 課</td> <td> <p>【発災当日中に着手】</p> <p>・施設利用者の安全確保に関する<u>こと。</u></p> <p>・保健所及び関係機関との連絡調整に関する<u>こと。</u> <u>(以降継続)</u></p> <p>【1日～3日以内に着手】</p> <p>・保健衛生対策に関する<u>こと。</u> <u>(以降継続)</u></p> <p>・感染症予防及び防疫対策に関する<u>こと。</u> <u>(以降継続)</u></p> <p>・り災者への心のケアに関する<u>こと。</u> <u>(以降継続)</u></p> <p>・健康相談及び保健指導に関する<u>こと。</u> <u>(以降継続)</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務	健康医 療部	衛生班 ●いき いき健 康長寿 課 ○健康 医療推 進課 ○子育 て支援 課	<p>【発災当日中に着手】</p> <p>・施設利用者の安全確保に関する<u>こと。</u></p> <p>・保健所及び関係機関との連絡調整に関する<u>こと。</u> <u>(以降継続)</u></p> <p>【1日～3日以内に着手】</p> <p>・保健衛生対策に関する<u>こと。</u> <u>(以降継続)</u></p> <p>・感染症予防及び防疫対策に関する<u>こと。</u> <u>(以降継続)</u></p> <p>・り災者への心のケアに関する<u>こと。</u> <u>(以降継続)</u></p> <p>・健康相談及び保健指導に関する<u>こと。</u> <u>(以降継続)</u></p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 課 名 等</th> <th>班 (担 当 課)</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康医 療部</td> <td>衛生班 <u>(健康 づくり 推進課)</u> <u>(加須 保健セ ンター ・騎西 保健セ ンター ・北川 辺保健 センタ ー ・大利 根保健 センタ ー)</u></td> <td> <p>・<u>所管施設の被害状況調査、管理、運営及び連絡調整・報告に関すること。</u></p> <p>・<u>所管施設利用者の避難誘導、及び安全確保に関すること。</u></p> <p>・保健所及び関係機関との連絡調整に関する<u>こと。</u></p> <p>・保健衛生対策に関する<u>こと。</u></p> <p>・感染症予防及び防疫対策に関する<u>こと。</u></p> <p>・り災者への心のケアに関する<u>こと。</u></p> <p>・健康相談及び保健指導に関する<u>こと。</u></p> <p>・<u>医療救護所の開閉設、運営に関すること。</u></p> <p>・<u>その他衛生に関すること。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務	健康医 療部	衛生班 <u>(健康 づくり 推進課)</u> <u>(加須 保健セ ンター ・騎西 保健セ ンター ・北川 辺保健 センタ ー ・大利 根保健 センタ ー)</u>	<p>・<u>所管施設の被害状況調査、管理、運営及び連絡調整・報告に関すること。</u></p> <p>・<u>所管施設利用者の避難誘導、及び安全確保に関すること。</u></p> <p>・保健所及び関係機関との連絡調整に関する<u>こと。</u></p> <p>・保健衛生対策に関する<u>こと。</u></p> <p>・感染症予防及び防疫対策に関する<u>こと。</u></p> <p>・り災者への心のケアに関する<u>こと。</u></p> <p>・健康相談及び保健指導に関する<u>こと。</u></p> <p>・<u>医療救護所の開閉設、運営に関すること。</u></p> <p>・<u>その他衛生に関すること。</u></p>
部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務															
健康医 療部	衛生班 ●いき いき健 康長寿 課 ○健康 医療推 進課 ○子育 て支援 課	<p>【発災当日中に着手】</p> <p>・施設利用者の安全確保に関する<u>こと。</u></p> <p>・保健所及び関係機関との連絡調整に関する<u>こと。</u> <u>(以降継続)</u></p> <p>【1日～3日以内に着手】</p> <p>・保健衛生対策に関する<u>こと。</u> <u>(以降継続)</u></p> <p>・感染症予防及び防疫対策に関する<u>こと。</u> <u>(以降継続)</u></p> <p>・り災者への心のケアに関する<u>こと。</u> <u>(以降継続)</u></p> <p>・健康相談及び保健指導に関する<u>こと。</u> <u>(以降継続)</u></p>															
部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務															
健康医 療部	衛生班 <u>(健康 づくり 推進課)</u> <u>(加須 保健セ ンター ・騎西 保健セ ンター ・北川 辺保健 センタ ー ・大利 根保健 センタ ー)</u>	<p>・<u>所管施設の被害状況調査、管理、運営及び連絡調整・報告に関すること。</u></p> <p>・<u>所管施設利用者の避難誘導、及び安全確保に関すること。</u></p> <p>・保健所及び関係機関との連絡調整に関する<u>こと。</u></p> <p>・保健衛生対策に関する<u>こと。</u></p> <p>・感染症予防及び防疫対策に関する<u>こと。</u></p> <p>・り災者への心のケアに関する<u>こと。</u></p> <p>・健康相談及び保健指導に関する<u>こと。</u></p> <p>・<u>医療救護所の開閉設、運営に関すること。</u></p> <p>・<u>その他衛生に関すること。</u></p>															

頁	編	章	節	改正後			現行		
71	3	1	2	部 課 名 等 都市整備部 ★都市整備部長 ☆都市整備部副部長	班 (担当課) 公園班 ●まちづくり課	分掌事務 <u>【発災当日中に着手】</u> ・市内被害調査に関する事。 (以降継続) ・公園、公園予定地、駅前広場等の現況確認に関する事。 ・駅前広場周辺における混乱防止及び避難場所への誘導に関する事。 <u>【1日～3日以内に着手】</u> ・被災宅地の危険度判定等に関する事。(以降継続) ・関係機関との連絡調整に関する事。(以降継続) <u>【1週間～1か月以内に着手】</u> ・公園、公園予定地、駅前広場等の安全点検、緊急整備及び復旧整備に関する事。 ・災害復興都市計画に関する事。	部 課 名 等 建設部 ◎建設部長 ○建設部副部長	班 (担当課) 公園班 (まちづくり課)	分掌事務 ・公園、公園予定地、駅前広場の被害調査、応急対策に関する事。 ・駅前広場における混乱防止に関する事。 ・駅前広場の市民の行動援護及び避難所への誘導に関する事。 ・関係機関との連絡調整に関する事。 ・公園、公園予定地、駅前広場の安全点検、緊急整備及び復旧整備に関する事。 ・災害復興都市計画に関する事。 ・避難場所の点検、整備及び維持管理に関する事。 ・その他公園に関する事。
71	3	1	2	部 課 名 等 都市整備部	班 (担当課) 住宅班 ●建築課	分掌事務 <u>【発災当日中に着手】</u> ・市営住宅等の被害状況の収集及び報告に関する事。 <u>【1日～3日以内に着手】</u> ・被災建築物の危険度判定等に関する事。(以降継続) ・市営住宅等の避難住民の把握に関する事。(以降継続) ・建設業者・関係機関との連絡調整に関する事。	部 課 名 等 建設部	班 (担当課) 住宅班 (建築開発課)	分掌事務 ・市営住宅等の被害状況の収集及び報告に関する事。 ・市営住宅等の避難住民の把握に関する事。 ・建設業者との連絡調整に関する事。 ・関係機関との連絡調整に関する事。 ・り災者からの住宅相談の実施に関する事。 ・被災建築物の危険度判定等に関する事。

頁	編	章	節	改正後			現 行						
71	3	1	2			<p>ること。<u>(以降継続)</u> <u>【4日～7日以内に着手】</u> ・り災者からの住宅相談の実施に関する こと。<u>(以降継続)</u> <u>【1週間～1か月以内に着手】</u> ・応急仮設住宅建設の準備及び建設に関 すること。 ・り災住宅の応急処理に関すること。 <u>・被災家屋の解体、撤去に関すること。</u></p>			<p>と。 ・応急仮設住宅建設の準備及び建設に関 すること。 ・り災住宅の応急処理に関すること。 <u>・その他住宅に関すること。</u></p>				
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 課 名 等</th> <th>班 (担 当 課)</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>都市整備部</u></td> <td>道路班 ●道路課</td> <td> <p><u>【発災当日中に着手】</u> ・橋梁、道路、区画整理による道路、街路 樹等の被害状況の現地調査に関すること。 <u>・緊急輸送道路の啓開作業に関すること。</u> (以降継続) <u>・交通規制等の連携体制に関すること。</u> (以降継続) <u>【1日～3日以内に着手】</u> ・災害復旧用資機材、土砂等の調達及び運 搬に関すること。<u>(以降継続)</u> <u>・関係機関との連絡調整に関すること。</u> (以降継続)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務	<u>都市整備部</u>	道路班 ●道路課	<p><u>【発災当日中に着手】</u> ・橋梁、道路、区画整理による道路、街路 樹等の被害状況の現地調査に関すること。 <u>・緊急輸送道路の啓開作業に関すること。</u> (以降継続) <u>・交通規制等の連携体制に関すること。</u> (以降継続) <u>【1日～3日以内に着手】</u> ・災害復旧用資機材、土砂等の調達及び運 搬に関すること。<u>(以降継続)</u> <u>・関係機関との連絡調整に関すること。</u> (以降継続)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 課 名 等</th> <th>班 (担 当 課)</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>建設部</u></td> <td>道路班 (道路課)</td> <td> <p>・橋梁、道路、区画整理による道路、街路 樹等の被害状況の現地調査に関すること。 <u>・緊急輸送道路の障害物除去に関するこ と。</u> <u>・避難候補路及び緊急物資運送候補路に関 すること。</u> <u>・道路啓開の実施に関すること。</u> <u>・災害復旧用資機材、土砂等の調達及び運 搬に関すること。</u> <u>・関係機関及び関係事業者との連絡調整に 関すること。</u> <u>・その他道路に関すること。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	部 課 名 等	班 (担 当 課)
部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務											
<u>都市整備部</u>	道路班 ●道路課	<p><u>【発災当日中に着手】</u> ・橋梁、道路、区画整理による道路、街路 樹等の被害状況の現地調査に関すること。 <u>・緊急輸送道路の啓開作業に関すること。</u> (以降継続) <u>・交通規制等の連携体制に関すること。</u> (以降継続) <u>【1日～3日以内に着手】</u> ・災害復旧用資機材、土砂等の調達及び運 搬に関すること。<u>(以降継続)</u> <u>・関係機関との連絡調整に関すること。</u> (以降継続)</p>											
部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務											
<u>建設部</u>	道路班 (道路課)	<p>・橋梁、道路、区画整理による道路、街路 樹等の被害状況の現地調査に関すること。 <u>・緊急輸送道路の障害物除去に関するこ と。</u> <u>・避難候補路及び緊急物資運送候補路に関 すること。</u> <u>・道路啓開の実施に関すること。</u> <u>・災害復旧用資機材、土砂等の調達及び運 搬に関すること。</u> <u>・関係機関及び関係事業者との連絡調整に 関すること。</u> <u>・その他道路に関すること。</u></p>											

頁	編	章	節	改正後			現行		
72	3	1	2	部 課 名 等	班 (担 当課)	分掌事務	部 課 名 等	班 (担 当課)	分掌事務
				<u>都市整備部</u>	河川班 ●治水 課	<u>【発災当日中に着手】</u> ・水路等の被害状況の現地調査に関する こと。 <u>(以降継続)</u> <u>【1日～3日以内に着手】</u> ・関係機関との連絡調整に関する こと。 <u>(以降継続)</u> <u>【1週間～1か月以内に着手】</u> ・被害箇所の仮復旧及び本復旧に関する こと。 ・災害復旧事業に関する こと。	<u>建設部</u>	河川班 (治水 課)	・水路等の被害状況の現地調査に関する こと。 ・ <u>利根川、渡良瀬川等の河川の被害調査に 関すること。</u> ・関係機関との連絡調整に関する こと。 ・ <u>その他河川に関する こと。</u>

頁	編	章	節	改正後			現行		
73	3	1	2	部 課 名 等 上下水道部 ★上下水道部長 ☆下水道課長	班 (担 当 課) 下水班 ●下水道課	分掌事務 <u>【発災当日中に着手】</u> ・下水道施設及び農業集落排水処理施設の被害状況の調査及び報告に関する <u>こと。</u> <u>【1日～3日以内に着手】</u> ・関係機関及び民間機関との連絡調整に関する <u>こと。</u> (以降継続) ・下水道施設及び農業集落排水処理施設の危険防止及び応急処理に関する <u>こと。</u> (以降継続) ・食料・生活必需品等の受入れ・供給に関する <u>こと。</u> (以降継続) ・物資の輸送に関する <u>こと。</u> (以降継続) <u>【4日～7日以内に着手】</u> ・復旧計画立案及び実施に関する <u>こと。</u> (以降継続)	部 課 名 等 上下水道部 ◎上下水道部長 ○下水道課長	班 (担 当 課) 下水班 (下水道課)	分掌事務 ・下水道施設の被害状況の調査及び報告に関する <u>こと。</u> ・関係機関及び民間機関との連絡調整に関する <u>こと。</u> ・下水道施設の危険防止及び応急処理に関する <u>こと。</u> ・復旧計画立案及び実施に関する <u>こと。</u> ・その他公共下水道及び農業集落排水に関する <u>こと。</u>
73	3	1	2	部 課 名 等 上下水道部	班 (担 当 課) 給水班 ●水道課	分掌事務 <u>【発災当日中に着手】</u> ・施設の被害調査に関する <u>こと。</u> ・被害状況の収集及び調査に関する <u>こと。</u> ・市民からの電話相談の対応に関する <u>こと。</u> (以降継続) ・飲料水及び生活用水の確保に関する <u>こと。</u> (以降継続) ・給水及び生活用水活動の記録に関する <u>こと。</u> (以降継続) <u>【1日～3日以内に着手】</u> ・関係機関及び民間機関との連絡調整に関する <u>こと。</u>	部 課 名 等 上下水道部	班 (担 当 課) 給水班 (水道課)	分掌事務 ・被害状況の収集及び調査に関する <u>こと。</u> ・関係機関及び民間機関との連絡調整に関する <u>こと。</u> ・り災者、避難所の飲料水確保に関する <u>こと。</u> ・給水についての広報に関する <u>こと。</u> ・避難所への飲料水の提供に関する <u>こと。</u> ・危険予防及び応急修理に関する <u>こと。</u> ・復旧計画、復旧資機材の調達に関する <u>こと。</u> ・飲料水の水源確保と水質検査に関する <u>こと。</u>

頁	編	章	節	改正後			現 行						
74	3	1	2			<p>すること。<u>(以降継続)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所や断水地区への飲料水及び生活用水の供給に関すること。<u>(以降継続)</u> ・給水及び生活用水の広報に関すること。<u>(以降継続)</u> ・危険予防及び応急修理に関すること。<u>(以降継続)</u> ・物資の輸送に関すること。<u>(以降継続)</u> <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険予防及び応急修理に関すること。<u>(以降継続)</u> ・復旧計画、復旧資機材の調達に関すること。<u>(以降継続)</u> ・飲料水の水源確保と水質検査に関すること。<u>(以降継続)</u> <p>【1週間～1か月以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給水及び生活用水計画に関すること。 ・水道復旧の広報に関すること。 ・渇水等の予算措置に関すること。 			<p>と。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給水計画に関すること。 ・水道復旧の広報に関すること。 ・<u>その他給水に関すること。</u> 				
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 課 名 等</th> <th>班 (担 当 課)</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生涯学習部 ★生涯学習部長 ☆生涯学習部副部長</td> <td>教育班 ●教育総務課</td> <td> <p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の開設に関すること。<u>(以降継続)</u> ・所管施設の被害状況の調査、集約、報告に関すること。<u>(以降継続)</u> ・関係機関及び教育委員会各班との連絡調整に関すること。<u>(以降継続)</u> <p>【1日～3日以内に着手】</p> </td> </tr> </tbody> </table>	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務	生涯学習部 ★生涯学習部長 ☆生涯学習部副部長	教育班 ●教育総務課	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の開設に関すること。<u>(以降継続)</u> ・所管施設の被害状況の調査、集約、報告に関すること。<u>(以降継続)</u> ・関係機関及び教育委員会各班との連絡調整に関すること。<u>(以降継続)</u> <p>【1日～3日以内に着手】</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 課 名 等</th> <th>班 (担 当 課)</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生涯学習部 ★生涯学習部長 ☆生涯学習部副部長</td> <td>教育班 (教育総務課)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>所管施設の被害状況調査のとりまとめに関すること。</u> ・<u>所管施設利用者の避難誘導、及び安全確保に係る助言に関すること。</u> ・<u>関係機関及び生涯学習部及び学校教育部各班との連絡調整・報告に関すること。</u> ・<u>所管施設を適正管理するための資機材の準備に関すること。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	部 課 名 等	班 (担 当 課)
部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務											
生涯学習部 ★生涯学習部長 ☆生涯学習部副部長	教育班 ●教育総務課	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の開設に関すること。<u>(以降継続)</u> ・所管施設の被害状況の調査、集約、報告に関すること。<u>(以降継続)</u> ・関係機関及び教育委員会各班との連絡調整に関すること。<u>(以降継続)</u> <p>【1日～3日以内に着手】</p>											
部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務											
生涯学習部 ★生涯学習部長 ☆生涯学習部副部長	教育班 (教育総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>所管施設の被害状況調査のとりまとめに関すること。</u> ・<u>所管施設利用者の避難誘導、及び安全確保に係る助言に関すること。</u> ・<u>関係機関及び生涯学習部及び学校教育部各班との連絡調整・報告に関すること。</u> ・<u>所管施設を適正管理するための資機材の準備に関すること。</u> 											

頁	編	章	節	改正後	現行								
74	3	1	2	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設を利用するための資機材の確保に関すること。(以降継続) ・学校施設等の応急対応に関すること。(以降継続) 【4日～7日以内に着手】 ・災害見舞、視察等に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・その他教育に関すること。 								
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 課 名 等</th> <th>班 (担 当 課)</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生涯学習部</td> <td>生涯班 ●生涯学習課 ○文化・学習センター ○スポーツ振興課 ○図書館課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 【発災当日中に着手】 ・所管施設の被害状況の調査、集約、報告に関すること。 ・施設利用者の安全確保に関すること。 ・避難場所の準備、開設、運営に関すること。(以降継続) ・所管施設の避難住民の把握に関すること。(以降継続) ・所管施設の避難場所と本部との連絡調整に関すること。(以降継続) ・運搬可能な文化財の退避 【1日～3日以内に着手】 ・所在地周辺の被害情報の報告に関すること。 ・所管施設等の応急対応に関すること。(以降継続) ・所管施設における災害対応支援に関すること。(以降継続) ・施設の保健、衛生及び清掃に関すること。(以降継続) 【1週間～1か月以内に着手】 ・文化財等の被害調査に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務	生涯学習部	生涯班 ●生涯学習課 ○文化・学習センター ○スポーツ振興課 ○図書館課	<ul style="list-style-type: none"> 【発災当日中に着手】 ・所管施設の被害状況の調査、集約、報告に関すること。 ・施設利用者の安全確保に関すること。 ・避難場所の準備、開設、運営に関すること。(以降継続) ・所管施設の避難住民の把握に関すること。(以降継続) ・所管施設の避難場所と本部との連絡調整に関すること。(以降継続) ・運搬可能な文化財の退避 【1日～3日以内に着手】 ・所在地周辺の被害情報の報告に関すること。 ・所管施設等の応急対応に関すること。(以降継続) ・所管施設における災害対応支援に関すること。(以降継続) ・施設の保健、衛生及び清掃に関すること。(以降継続) 【1週間～1か月以内に着手】 ・文化財等の被害調査に関すること。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 課 名 等</th> <th>班 (担 当 課)</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>生涯班 (生涯学習課) (文化・学習センター) (スポーツ振興課) (図書館課)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害状況調査、管理、運営及び連絡調整・報告に関すること。 ・所管施設利用者の避難誘導、及び安全確保に関すること。 ・所管施設の避難所の開閉設、運営に関すること。 ・所管施設の避難所と本部との連絡調整に関すること。 ・所在地周辺の被害情報の報告に関すること。 ・炊き出し場所等の指定に関すること。 ・所管施設の保健、衛生及び清掃に関すること。 ・文化財の被害調査及び保護対策に関すること。 ・その他生涯学習に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	部 課 名 等	班 (担 当 課)
部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務											
生涯学習部	生涯班 ●生涯学習課 ○文化・学習センター ○スポーツ振興課 ○図書館課	<ul style="list-style-type: none"> 【発災当日中に着手】 ・所管施設の被害状況の調査、集約、報告に関すること。 ・施設利用者の安全確保に関すること。 ・避難場所の準備、開設、運営に関すること。(以降継続) ・所管施設の避難住民の把握に関すること。(以降継続) ・所管施設の避難場所と本部との連絡調整に関すること。(以降継続) ・運搬可能な文化財の退避 【1日～3日以内に着手】 ・所在地周辺の被害情報の報告に関すること。 ・所管施設等の応急対応に関すること。(以降継続) ・所管施設における災害対応支援に関すること。(以降継続) ・施設の保健、衛生及び清掃に関すること。(以降継続) 【1週間～1か月以内に着手】 ・文化財等の被害調査に関すること。 											
部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務											
	生涯班 (生涯学習課) (文化・学習センター) (スポーツ振興課) (図書館課)	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害状況調査、管理、運営及び連絡調整・報告に関すること。 ・所管施設利用者の避難誘導、及び安全確保に関すること。 ・所管施設の避難所の開閉設、運営に関すること。 ・所管施設の避難所と本部との連絡調整に関すること。 ・所在地周辺の被害情報の報告に関すること。 ・炊き出し場所等の指定に関すること。 ・所管施設の保健、衛生及び清掃に関すること。 ・文化財の被害調査及び保護対策に関すること。 ・その他生涯学習に関すること。 											

頁	編	章	節	改正後			現行		
75	3	1	2	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分 掌 事 務	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分 掌 事 務
				学校教育部 ★学校教育部長	学校班 ●学校教育課 (幼稚園) (小・中学校)	<p><u>【発災当日中に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園児、児童及び生徒の安全確保、把握に関すること。(以降継続) ・避難場所の準備、開設、運営に関すること。(以降継続) ・保護者との連絡調整に関すること。(以降継続) ・施設の被害調査及び報告に関すること。(以降継続) ・教職員の非常配備等に関すること。(以降継続) ・関係機関及び教育委員会各班との連絡調整に関すること。(以降継続) ・所管施設の避難住民の把握に関すること。(以降継続) ・所管施設の避難場所と本部との連絡調整に関すること。(以降継続) <p><u>【1日～3日以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地周辺の被害状況の報告に関すること。(以降継続) ・被災校の保健及び衛生に関すること。(以降継続) ・避難場所の炊き出し場所等の指定に関すること。(以降継続) ・学校給食の停止、継続及び周知に関すること。(以降継続) <p><u>【4日～7日以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育及び学校教育関係者の要請、受入に関すること。(以降継続) 	学校教育部 ◎学校教育部長	学校班 (学校教育課) (保育幼稚園課) (小・中学校) (幼稚園)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>所管施設の被害状況調査、管理、運営及び連絡調整・報告に関すること。</u> ・<u>所管施設利用者(主に園児、児童及び生徒)の避難誘導、及び安全確保に関すること。</u> ・<u>拠点避難所の準備、開設、運営の指導及び助言に関すること。</u> ・保護者との連絡調整に関すること。 ・所管施設の避難住民の把握に関すること。 ・教職員の非常配備等に関すること。 ・所在地周辺の被害状況の報告に関すること。 ・被災校の保健及び衛生に関すること。 ・<u>所管施設の避難所と本部との連絡調整に関すること。</u> ・<u>所管施設の避難所の炊き出し場所等の指定に関すること。</u> ・教育及び学校教育関係者の要請、受入に関すること。 ・応急教育実施場所の確保に関すること。 ・教科書、教材等の調達及び給付に関すること。 ・<u>炊き出し業務に関すること。</u> ・<u>施設の災害対策に関すること。</u> ・<u>施設の保健、衛生及び清掃に関すること。</u> ・児童、生徒の応急教育に関すること。 ・<u>その他学校に関すること。</u>

頁	編	章	節	改正後	現 行								
76	3	1	2	<ul style="list-style-type: none"> ・応急教育実施場所の確保に関すること。 <u>(以降継続)</u> ・教科書、教材等の調達及び給付に関する こと。<u>(以降継続)</u> ・炊き出し業務に関すること。<u>(以降継 続)</u> ・児童、生徒の応急教育に関すること。 <u>(以降継続)</u> 									
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 課 名 等</th> <th>班 (担 当 課)</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校教 育部</td> <td>給食班 ●学校 給食課</td> <td> <p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>学校給食施設等の被害調査及び報告に関 すること。</u> ・学校班との連絡調整に関すること。<u>(以 降継続)</u> ・保護者からの給食の問い合わせに関する こと。<u>(以降継続)</u> <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所との連携に関すること。<u>(以降継 続)</u> ・業者との連絡調整に関すること。<u>(以降 継続)</u> ・学校給食の停止、継続及び周知に関する こと。<u>(以降継続)</u> ・<u>学校給食センターにおける炊き出し業務 及び食材の確保に関すること。</u><u>(以降継 続)</u> <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の再開に関すること。<u>(以降継</u> </td> </tr> </tbody> </table>	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務	学校教 育部	給食班 ●学校 給食課	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>学校給食施設等の被害調査及び報告に関 すること。</u> ・学校班との連絡調整に関すること。<u>(以 降継続)</u> ・保護者からの給食の問い合わせに関する こと。<u>(以降継続)</u> <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所との連携に関すること。<u>(以降継 続)</u> ・業者との連絡調整に関すること。<u>(以降 継続)</u> ・学校給食の停止、継続及び周知に関する こと。<u>(以降継続)</u> ・<u>学校給食センターにおける炊き出し業務 及び食材の確保に関すること。</u><u>(以降継 続)</u> <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の再開に関すること。<u>(以降継</u> 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 課 名 等</th> <th>班 (担 当 課)</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校教 育部</td> <td>給食班 (学校 給食 課)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>所管施設の被害状況調査、管理、運営及 び連絡調整・報告に関すること。</u> ・<u>所管施設利用者の避難誘導及び安全確保 に関すること。</u> ・学校班との連絡調整に関すること。 ・保護者からの給食の問い合わせに関する こと。 ・保健所との連携に関すること。 ・学校給食の停止、継続及び周知に関する こと。 ・<u>炊き出し業務に関すること。</u> ・学校給食教育指導に関すること。 ・学校給食の再開に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	部 課 名 等	班 (担 当 課)
部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務											
学校教 育部	給食班 ●学校 給食課	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>学校給食施設等の被害調査及び報告に関 すること。</u> ・学校班との連絡調整に関すること。<u>(以 降継続)</u> ・保護者からの給食の問い合わせに関する こと。<u>(以降継続)</u> <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所との連携に関すること。<u>(以降継 続)</u> ・業者との連絡調整に関すること。<u>(以降 継続)</u> ・学校給食の停止、継続及び周知に関する こと。<u>(以降継続)</u> ・<u>学校給食センターにおける炊き出し業務 及び食材の確保に関すること。</u><u>(以降継 続)</u> <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の再開に関すること。<u>(以降継</u> 											
部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務											
学校教 育部	給食班 (学校 給食 課)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>所管施設の被害状況調査、管理、運営及 び連絡調整・報告に関すること。</u> ・<u>所管施設利用者の避難誘導及び安全確保 に関すること。</u> ・学校班との連絡調整に関すること。 ・保護者からの給食の問い合わせに関する こと。 ・保健所との連携に関すること。 ・学校給食の停止、継続及び周知に関する こと。 ・<u>炊き出し業務に関すること。</u> ・学校給食教育指導に関すること。 ・学校給食の再開に関すること。 											

頁	編	章	節	改正後	現 行												
76	3	1	2	<p><u>続</u>)</p> <p>・学校給食教育指導に関すること。<u>(以降継続)</u></p>													
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 課 名 等</th> <th>班 (担 当 課)</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出納部 ★会計 管理者</td> <td>出納班 ●会計 課</td> <td> <p><u>【1日～3日以内に着手】</u></p> <p>・災害対策費の出納・保管に関すること。<u>(以降継続)</u></p> <p><u>【4日～7日以内に着手】</u></p> <p>・義援金の受入・保管・配分に関すること。<u>(以降継続)</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務	出納部 ★会計 管理者	出納班 ●会計 課	<p><u>【1日～3日以内に着手】</u></p> <p>・災害対策費の出納・保管に関すること。<u>(以降継続)</u></p> <p><u>【4日～7日以内に着手】</u></p> <p>・義援金の受入・保管・配分に関すること。<u>(以降継続)</u></p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 課 名 等</th> <th>班 (担 当 課)</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出納部 ◎会計 管理者</td> <td>出納班 (会計 課)</td> <td> <p>・災害対策費の出納・保管に関すること。</p> <p><u>・義援金の受入・保管に関すること。</u></p> <p><u>・その他出納に関すること。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務	出納部 ◎会計 管理者	出納班 (会計 課)	<p>・災害対策費の出納・保管に関すること。</p> <p><u>・義援金の受入・保管に関すること。</u></p> <p><u>・その他出納に関すること。</u></p>
部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務															
出納部 ★会計 管理者	出納班 ●会計 課	<p><u>【1日～3日以内に着手】</u></p> <p>・災害対策費の出納・保管に関すること。<u>(以降継続)</u></p> <p><u>【4日～7日以内に着手】</u></p> <p>・義援金の受入・保管・配分に関すること。<u>(以降継続)</u></p>															
部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務															
出納部 ◎会計 管理者	出納班 (会計 課)	<p>・災害対策費の出納・保管に関すること。</p> <p><u>・義援金の受入・保管に関すること。</u></p> <p><u>・その他出納に関すること。</u></p>															
76	3	1	2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 課 名 等</th> <th>班 (担 当 課)</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協力部 ★議会 事務局 長 ☆行政 委員会 事務局 長</td> <td>協力班 ●議会 事務局 議事課 ○行政 委員会 事務局</td> <td> <p><u>【発災同時中に着手】</u></p> <p>・各班への協力、応援に関すること。<u>(以降継続)</u></p> <p>・議会災害対策会議の運営に関すること。<u>(以降継続)</u></p> <p>・被害情報の議員への情報提供に関すること。<u>(以降継続)</u></p> <p><u>【1週間～1か月以内に着手】</u></p> <p>・市議会議員の被災地視察に関すること。</p> <p>・議会再開に向けた準備に関すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務	協力部 ★議会 事務局 長 ☆行政 委員会 事務局 長	協力班 ●議会 事務局 議事課 ○行政 委員会 事務局	<p><u>【発災同時中に着手】</u></p> <p>・各班への協力、応援に関すること。<u>(以降継続)</u></p> <p>・議会災害対策会議の運営に関すること。<u>(以降継続)</u></p> <p>・被害情報の議員への情報提供に関すること。<u>(以降継続)</u></p> <p><u>【1週間～1か月以内に着手】</u></p> <p>・市議会議員の被災地視察に関すること。</p> <p>・議会再開に向けた準備に関すること。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 課 名 等</th> <th>班 (担 当 課)</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協力部 ◎議会 事務局 長 ○行政 委員会 事務局 長</td> <td>協力班 (議会 事務局 議事 課) (行政 委員会 事務局)</td> <td> <p><u>・各部等への協力、応援に関すること。</u></p> <p><u>・その他協力に関すること。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務	協力部 ◎議会 事務局 長 ○行政 委員会 事務局 長	協力班 (議会 事務局 議事 課) (行政 委員会 事務局)	<p><u>・各部等への協力、応援に関すること。</u></p> <p><u>・その他協力に関すること。</u></p>
部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務															
協力部 ★議会 事務局 長 ☆行政 委員会 事務局 長	協力班 ●議会 事務局 議事課 ○行政 委員会 事務局	<p><u>【発災同時中に着手】</u></p> <p>・各班への協力、応援に関すること。<u>(以降継続)</u></p> <p>・議会災害対策会議の運営に関すること。<u>(以降継続)</u></p> <p>・被害情報の議員への情報提供に関すること。<u>(以降継続)</u></p> <p><u>【1週間～1か月以内に着手】</u></p> <p>・市議会議員の被災地視察に関すること。</p> <p>・議会再開に向けた準備に関すること。</p>															
部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務															
協力部 ◎議会 事務局 長 ○行政 委員会 事務局 長	協力班 (議会 事務局 議事 課) (行政 委員会 事務局)	<p><u>・各部等への協力、応援に関すること。</u></p> <p><u>・その他協力に関すること。</u></p>															

頁	編	章	節	改正後			現行		
77	3	1	2	部 課 名 等 各総合支所（総合支所本部） ★総合支所長 ☆地域振興課長	班（担当課） 地域振興班 ●地域振興課	分掌事務 <u>【発災当日中に着手】</u> ・支所本部総括に関する <u>こと。</u> （以降継続） ・施設利用者の誘導及び安全確保に関する <u>こと。</u> ・総合支所本部の設置に関する <u>こと。</u> ・防災行政無線による市民への呼びかけ（情報提供）に関する <u>こと。</u> （以降継続） ・被害状況収集に関する <u>こと。</u> （以降継続） ・避難場所開設運営に関する <u>こと。</u> （以降継続） ・消防団等の防災機関との連絡・調整に関する <u>こと。</u> （以降継続） ・各避難場所への物資搬送に関する <u>こと。</u> （以降継続） ・避難場所への仮設トイレ設置（断水時）に関する <u>こと。</u> （以降継続） ・関係施設の被害状況把握及び安全確保に関する <u>こと。</u> ・公用車、輸送車両の確保に関する <u>こと。</u> （以降継続） ・職員体制の配置に関する <u>こと。</u> （以降継続） ・（停電時）支所内に発電機の設置に関する <u>こと。</u> （以降継続） ・（停電時・断水時）仮設トイレの設置に関する <u>こと。</u> （以降継続） ・災害廃棄物処理に関する <u>こと。</u> （以降継続）	部 課 名 等 総合支所共通（現地対策本部） ◎総合支所長 ○環境経済課長	班（担当課） 環境安全班（環境経済課）	分掌事務 ・総合支所（現地対策本部がおかれたときは現地対策本部）総括に関する <u>こと。</u> ・所管施設利用者の誘導及び安全確保に関する <u>こと。</u> ・関係施設の被害状況把握、連絡調整・報告に関する <u>こと。</u> ・地震情報の把握及び情報提供に関する <u>こと。</u> ・防災行政無線による市民への呼びかけ（情報提供）に関する <u>こと。</u> ・災害地区支援班からの災害状況報告受理に関する <u>こと。</u> ・被害状況収集に関する <u>こと。</u> ・拠点避難所開設（災害地区支援班と連携）に関する <u>こと。</u> ・消防団等の防災機関との連絡・調整に関する <u>こと。</u> ・各避難所への物資搬送に関する <u>こと。</u> ・食料、燃料、日用品等の調達及び救助物資（義援品含む）の受入、管理、配送に関する <u>こと。</u> ・避難所への仮設トイレ設置（断水時）に関する <u>こと。</u> ・被害状況収集（支所全庁対応）に関する <u>こと。</u> ・死亡獣畜の処理及び動物の保護に関する <u>こと。</u> ・防疫に関する <u>こと。</u> ・ねずみ、害虫駆除に関する <u>こと。</u>


頁	編	章	節	改 正 後	現 行
				<p><u>続)</u></p> <p><u>【1日～3日以内に着手】</u></p> <p><u>・被害状況収集及び情報提供(支所全庁対応)に関すること。(以降継続)</u></p> <p><u>・応援要請(被害が甚大である場合や職員が被災により参集困難な場合等)に関すること。(以降継続)</u></p> <p><u>・地域の自治協力団体(自主防災組織)との連絡調整に関すること。(以降継続)</u></p> <p><u>・救援物資(義援品含む)の受入、管理、配送に関すること。(以降継続)</u></p> <p><u>・ボランティアの受入、管理に関すること。(以降継続)</u></p> <p><u>・災害廃棄物仮置き場の運営に関すること。(以降継続)</u></p> <p><u>・市民からの電話相談対応に関すること。(以降継続)</u></p> <p><u>【4日～7日以内に着手】</u></p> <p><u>・救援物資(義援品含む)の受入、管理、配送に関すること。(以降継続)</u></p> <p><u>・公用車及び発電機の燃料確保に関すること。(以降継続)</u></p> <p><u>・ねずみ及び害虫駆除に関すること。(以降継続)</u></p> <p><u>・災害廃棄物処理の個別収集に関すること。(以降継続)</u></p> <p><u>※その他、環境安全部・秘書課・市民相談室・総合政策部・総務部・出納部に準じること。</u></p>	<p><u>・廃物、廃品等の処理及び輸送計画に関すること。</u></p> <p><u>*その他、環境安全部に準じ、連携を図ること。</u></p> <p><u>経済班(環境経済課)</u></p> <p><u>・所管施設利用者の誘導及び安全確保に関すること。</u></p> <p><u>・関係施設の被害状況把握、連絡調整・報告に関すること。</u></p> <p><u>・被害を受けた中小企業者に対する制度資金等の融資等に関すること。</u></p> <p><u>・被害を受けた勤労者に対する住宅資金等の融資等に関すること。</u></p> <p><u>・商店、工場、事業所等の状況及び被害等の集約に関すること。</u></p> <p><u>・農地、農業施設等の被害状況収集に関すること。</u></p> <p><u>・被害状況収集(支所全庁対応)に関すること。</u></p> <p><u>・その他経済部に準じること。</u></p> <p><u>*その他、経済部に準じ、連携を図ること。</u></p>

頁	編	章	節	改正後			現行		
				部 課 名 等	班 (担 当課)	分掌事務	部 課 名 等	班 (担 当課)	分掌事務
78	3	1	2	市民福祉班 ●市民福祉健康課		<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者の誘導及び安全確保に関する事 ・関係施設(民間施設を含む)の被害状況把握(児童、障害、介護、老人福祉等)に関する事。<u>(以降継続)</u> ・福祉避難所の準備、開設調整に関する事。<u>(以降継続)</u> ・災害時要援護者等の安否確認に関する事。<u>(以降継続)</u> <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所等への医療職職員の派遣・配置に関する事。<u>(以降継続)</u> ・傷病者等対応支援(地域防災組織、医療・福祉機関等と連携)に関する事。<u>(以降継続)</u> ・被害状況収集(支所全庁対応)に関する事。<u>(以降継続)</u> ・市民からの電話相談対応に関する事。<u>(以降継続)</u> <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者等の状況確認に関する事。<u>(以降継続)</u> ・り災証明の相談・発行に関する事。<u>(以降継続)</u> ・遺体の保管・保全に関する事。<u>(以降継続)</u> ・市民の安否情報管理に関する事。<u>(以降継続)</u> 	市民税務班 (市民税務課)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>所管施設の被害状況調査、管理、運営及び連絡調整・報告に関する事。</u> ・<u>所管施設利用者の避難誘導、及び安全確保に関する事。</u> ・<u>公用車、輸送車両の確保に関する事。</u> ・<u>公用車および発電機の燃料確保に関する事。</u> ・<u>職員体制の配置に関する事。</u> ・<u>災害広報活動の実施に関する事。</u> ・<u>(停電時)支所内に発電機の設置に関する事。</u> ・<u>(停電時・断水時)仮設トイレの設置に関する事。</u> ・<u>応援要請(被害が甚大である場合や職員が被災により参集困難な場合等)に関する事。</u> ・<u>地区の自治協力団体(自主防災組織)との連絡調整に関する事。</u> ・<u>救援物資(義援品含む)の受入、管理、配送に関する事。</u> ・<u>ボランティアの受入、管理に関する事。</u> ・市民からの電話相談対応に関する事。 ・<u>家屋等の被害状況の現地調査に関する事。</u> ・り災証明の相談・発行に関する事。 ・市税の免除及びその他納税相談に関する事。 ・遺体の保管・保全に関する事。 	

頁	編	章	節	改正後			現 行		
79	3	1	2			<p><u>【1週間～1か月以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税の免除及びその他納税相談に関する こと。 ※その他、福祉部・健康医療部に準じること。 			<ul style="list-style-type: none"> ・市民の安否情報管理に関すること。 ・<u>各種相談対応に関すること。</u> ・<u>義援金の受入・保管に関すること。</u> ※その他、総務部・総合政策部・秘書広報課・市民相談室・出納部・協力部に準じ、<u>連携を図ること。</u>
							<p><u>地域福祉班</u> (福祉課) (保健センター)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>所管施設利用者の避難誘導、及び安全確保に関すること。</u> ・関係施設(民間施設を含む)の被害状況把握(児童、障害、介護、老人福祉等)、連絡調整・報告に関すること。 ・災害時要援護者等の安否確認に関する こと。 ・<u>福祉避難所の準備、開設に関すること。</u> ・避難所等への医療職職員の派遣・配置に 関すること。 ・傷病者等対応支援(地域防災組織、医療・福祉機関等と連携)に関する こと。 ・被害状況収集(支所全庁対応)に関する こと。 ※その他、福祉部・健康医療部に準じること。 	
				部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務	部 課 名 等	班 (担 当 課)	分掌事務
					農政建設班 ●農政建設課	<p><u>【発災当日中に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>農業施設利用者の誘導及び安全確保に関する こと。</u> ・関係施設の被害状況把握(道路、水路、 		建設班 (建設課) (大利根	<ul style="list-style-type: none"> ・関係施設の被害状況把握(道路、水路、排水機場、橋梁、公園、駅前広場、上下水道等)に関する こと。 ・緊急輸送道路の障害物除去(道路パト

頁	編	章	節	改正後	現 行
				<p>排水機場、橋梁、公園、駅前広場、上下水道等)に関する<u>こと。</u><u>(以降継続)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路の障害物除去(道路パトロール)に関する<u>こと。</u><u>(以降継続)</u> ・危険箇所の交通規制等に関する<u>こと。</u><u>(以降継続)</u> <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>農業関係施設の被害状況把握に関する</u><u>こと。</u><u>(以降継続)</u> ・<u>農地、農業施設等の被害状況収集に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u><u>(以降継続)</u> ・<u>被害状況収集(支所全庁対応)に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u><u>(以降継続)</u> ・施設の応急復旧(道路、水路、排水機 場、上下水道等)に関する<u>こと。</u><u>(以降継</u><u>続)</u> ・<u>避難場所及び断水地区への生活用水・飲</u><u>料水の提供に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u><u>(以降継続)</u> ・地域内被害状況収集(支所全庁対応)に 関する<u>こと。</u><u>(以降継続)</u> ・<u>市民からの電話相談対応に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u><u>(以降継続)</u> <p>【1週間～1か月以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>施設の災害復旧に</u><u>関</u><u>する</u><u>こと。</u> ・<u>農地、農業施設等の応急復旧に</u><u>関</u><u>する</u><u>こ</u><u>と。</u> <p><u>※その他経済部・都市整備部・上下水道部</u><u>に</u><u>準</u><u>じ</u><u>る</u><u>こ</u><u>と。</u></p>	<p>区画整理事務所)</p> <p>ール)に関する<u>こと。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所の交通規制等に関する<u>こと。</u> ・施設の応急復旧(道路、水路、排水機 場、上下水道等<u>(区画整理地内を含む)</u>)に 関する<u>こと。</u> ・地域内被害状況収集(支所全庁対応)に 関する<u>こと。</u> ・<u>生活用水の確保及び避難所への飲料水の</u><u>提</u><u>供に</u><u>関</u><u>する</u><u>こ</u><u>と。</u> ・<u>災害復旧用資機材、土砂等の調達及び運</u><u>搬に</u><u>関</u><u>する</u><u>こ</u><u>と。</u> ・<u>関係機関及び関係事業者との連絡調整に</u><u>関</u><u>する</u><u>こ</u><u>と。</u> <p><u>*その他、建設部・上下水道部に準じること。</u></p>

頁	編	章	節	改正後	現行								
80	3	1	2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 課 名 等</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加須消防署 ★消防署長</td> <td> <u>【発災当日中に着手】</u> ・災害調査に関する事。 <u>(以降継続)</u> ・指揮運用・指令伝達に関する事。 <u>(以降継続)</u> ・救出救助及び避難誘導、傷病者の搬送に関する事。 <u>(以降継続)</u> ・関係機関への連絡に関する事。 <u>(以降継続)</u> ・災害情報の収集・調査・記録に関する事。 <u>(以降継続)</u> ・災害現場広報に関する事。 <u>(以降継続)</u> ・消防団の招集に関する事。 <u>(以降継続)</u> ・必要資機材等の調達に関する事。 <u>(以降継続)</u> ・危険物等の災害防止措置に関する事。 <u>(以降継続)</u> ・機械器具故障対策に関する事。 <u>(以降継続)</u> ・消防通信の統制運用に関する事。 <u>(以降継続)</u> </td> </tr> </tbody> </table>	部 課 名 等	分掌事務	加須消防署 ★消防署長	<u>【発災当日中に着手】</u> ・災害調査に関する事。 <u>(以降継続)</u> ・指揮運用・指令伝達に関する事。 <u>(以降継続)</u> ・救出救助及び避難誘導、傷病者の搬送に関する事。 <u>(以降継続)</u> ・関係機関への連絡に関する事。 <u>(以降継続)</u> ・災害情報の収集・調査・記録に関する事。 <u>(以降継続)</u> ・災害現場広報に関する事。 <u>(以降継続)</u> ・消防団の招集に関する事。 <u>(以降継続)</u> ・必要資機材等の調達に関する事。 <u>(以降継続)</u> ・危険物等の災害防止措置に関する事。 <u>(以降継続)</u> ・機械器具故障対策に関する事。 <u>(以降継続)</u> ・消防通信の統制運用に関する事。 <u>(以降継続)</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 課 名 等</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>埼玉東部消防組合</u>加須消防署</td> <td> ・災害調査に関する事。 ・指揮運用・指令伝達に関する事。 ・救急救助及び避難誘導、傷病者の搬送に関する事。 ・関係機関への連絡に関する事。 ・災害情報の収集・調査に関する事。 ・災害現場広報に関する事。 ・必要資機材等の調達に関する事。 <u>・災害状況の記録に関する事。</u> ・危険物等の災害防止措置に関する事。 <u>・警防行動の記録に関する事。</u> ・機械器具故障対策に関する事。 ・消防通信の統制運用に関する事。 <u>・災害等を予防し警戒し鎮圧、防御に関する事。</u> <u>・その他の防災に関する事。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	部 課 名 等	分掌事務	<u>埼玉東部消防組合</u> 加須消防署	・災害調査に関する事。 ・指揮運用・指令伝達に関する事。 ・救急救助及び避難誘導、傷病者の搬送に関する事。 ・関係機関への連絡に関する事。 ・災害情報の収集・調査に関する事。 ・災害現場広報に関する事。 ・必要資機材等の調達に関する事。 <u>・災害状況の記録に関する事。</u> ・危険物等の災害防止措置に関する事。 <u>・警防行動の記録に関する事。</u> ・機械器具故障対策に関する事。 ・消防通信の統制運用に関する事。 <u>・災害等を予防し警戒し鎮圧、防御に関する事。</u> <u>・その他の防災に関する事。</u>
部 課 名 等	分掌事務												
加須消防署 ★消防署長	<u>【発災当日中に着手】</u> ・災害調査に関する事。 <u>(以降継続)</u> ・指揮運用・指令伝達に関する事。 <u>(以降継続)</u> ・救出救助及び避難誘導、傷病者の搬送に関する事。 <u>(以降継続)</u> ・関係機関への連絡に関する事。 <u>(以降継続)</u> ・災害情報の収集・調査・記録に関する事。 <u>(以降継続)</u> ・災害現場広報に関する事。 <u>(以降継続)</u> ・消防団の招集に関する事。 <u>(以降継続)</u> ・必要資機材等の調達に関する事。 <u>(以降継続)</u> ・危険物等の災害防止措置に関する事。 <u>(以降継続)</u> ・機械器具故障対策に関する事。 <u>(以降継続)</u> ・消防通信の統制運用に関する事。 <u>(以降継続)</u>												
部 課 名 等	分掌事務												
<u>埼玉東部消防組合</u> 加須消防署	・災害調査に関する事。 ・指揮運用・指令伝達に関する事。 ・救急救助及び避難誘導、傷病者の搬送に関する事。 ・関係機関への連絡に関する事。 ・災害情報の収集・調査に関する事。 ・災害現場広報に関する事。 ・必要資機材等の調達に関する事。 <u>・災害状況の記録に関する事。</u> ・危険物等の災害防止措置に関する事。 <u>・警防行動の記録に関する事。</u> ・機械器具故障対策に関する事。 ・消防通信の統制運用に関する事。 <u>・災害等を予防し警戒し鎮圧、防御に関する事。</u> <u>・その他の防災に関する事。</u>												
82	3	1	4	<p>市長は、国から、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、速やかに市国民保護対策本部を廃止する。</p> <p><u>なお、廃止の通知を第3編第2節の2 本部開設の通知等に準じて行うものとする。</u></p>	<p>市長は、国から、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、速やかに市国民保護対策本部を廃止する。</p> <p>(新規)</p>								

頁	編	章	節	改正後	現 行
85	3	2	1	(削除)	
87	3	3	1	<p><u>ア</u> サイレン（国が定めた放送方法による。）</p> <p><u>イ</u> <u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）などの防災行政無線</u></p> <p><u>ウ</u> <u>防災アプリ</u></p> <p><u>エ</u> <u>かぞっとメール（安全安心メール）</u></p> <p><u>オ</u> <u>ホームページ、SNS</u></p> <p><u>カ</u> 広報車</p> <p><u>キ</u> FAX（主に、聴覚障がい者に対して行う。）</p> <p><u>ク</u> <u>自治協力団体を通じての伝達</u></p> <p><u>なお、市長は、必要があると認めるときは、ヘリコプター等による広報を県に要請する。</u></p>	<p>① サイレン（国が定めた放送方法による。）</p> <p>② 防災行政無線</p> <p>③ <u>ネットメディア</u></p> <p>④ 広報車</p> <p>⑤ FAX（主に、聴覚障がい者に対して行う。）</p> <p>⑥ <u>広報紙・チラシ・張り紙</u></p> <p>⑦ <u>自治協力団体（市と協働）</u></p>
94	3	4	1	<p>救援の程度、方法については、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成25年内閣府告示第229号）」（資料3-4参照）に定めるところによる。</p> <p>また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から<u>内閣総理大臣</u>が定める日までとする。</p>	<p>救援の程度、方法については、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成16年厚生労働省告示第343号）」に定めるところによる。</p> <p>また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から<u>厚生労働大臣</u>が定める日までとする。</p>
98	3	4	2	<p>市は、県、自衛隊、警察、消防機関と相互に連携しながら、<u>武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、各般の事情により既に死亡していると推定される者</u>の搜索、処理、埋火葬等を適切に実施する。</p>	<p>市は、県、自衛隊、警察、消防機関と相互に連携しながら、武力攻撃事態等において発生した死体の搜索、処理、埋火葬等を適切に実施する。</p>

頁	編	章	節	改正後	現 行
99	3	4	2	<p>8 被災住宅の応急修理 (住宅班) 市は、県と協力して、武力攻撃災害により住宅が被災し、自己の資力では応急修理できない者に対して、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行うものとする。</p> <p>9 学用品の貸与 (学校班) 市は、県と協力して、武力攻撃災害により、就学上必要な学用品を喪失した小学校児童及び中学校生徒に対し、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。</p> <p>10 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去 (住宅班、道路班) 市は、県と協力して、武力攻撃災害により住宅及びその周辺に土石や竹木等が堆積し、自己の資力では除去できず、日常生活に著しい支障を受けている者に対して、建設業関係団体等と協力の上、必要最小限の除去を行うものとする。</p>	<p>8 被災住宅の応急修理 (住宅班) 市は、県と協力して、武力攻撃事態等により住宅が被災し、自己の資力では応急修理できない者に対して、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行うものとする。</p> <p>9 学用品の貸与 (学校班) 市は、県と協力して、武力攻撃事態等により、就学上必要な学用品を喪失した小学校児童及び中学校生徒に対し、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。</p> <p>10 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去 (住宅班、道路班) 市は、県と協力して、武力攻撃事態等により住宅及びその周辺に土石や竹木等が堆積し、自己の資力では除去できず、日常生活に著しい支障を受けている者に対して、建設業関係団体等と協力の上、必要最小限の除去を行うものとする。</p>
104	3	5	2	<p><u>(4) 対応時の留意事項</u> <u>① 核兵器等</u> <u>核兵器を用いた攻撃による被害は、主に以下のとおりと考えられる。</u> <u>ア 核爆発に伴う熱線、爆風、初期放射線</u> <u>イ 爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線</u> <u>ウ 初期放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線</u> <u>このため、県は、市町村、県警察、消防機関、自衛隊等関係機関と連携して、次に掲げる事項に留意の上、措置を実施するものとする。</u> <u>(ア) 初動措置として、県は、消防機関、県警察、自衛隊に対</u></p>	<p>(新設)</p>

頁	編	章	節	改正後	現 行
				<p><u>し、隊員の安全を図るための措置を講じた上で、被ばく線量の管理を行いつつ、可能な限り迅速に救助・救急活動等を行うことを要請する。また、県は、汚染物質に関する情報を保健所、県衛生研究所、消防機関、医療機関等の関係機関で共有するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、上記ア及びウは、爆心地周辺において被害をもたらすため、汚染地域が特定された後、県は、市町村、県警察、自衛隊と連携しながら、迅速に警戒区域の設定、立入制限の措置を行う。</u></p> <p><u>(イ) 県は、市町村、消防機関と連携して、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する初期医療を実施する。</u></p> <p><u>(ウ) イの放射性降下物による被害には、皮膚に付着して被曝する「外部被曝」及び降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することで被曝する「内部被曝」がある。このため、住民の避難誘導にあたっては、こうした点に十分配慮して実施するものとする。</u></p> <p><u>(エ) ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、(ア) から(ウ) に準じた医療処置、避難誘導等が必要となる。</u></p> <p><u>(オ) 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>② 生物兵器</u></p> <p><u>生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。また、ヒトを感染媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられるため、以下の事項に留意の上、措置を実施する。</u></p> <p><u>ア 初動措置として、県は、消防機関、県警察、自衛隊に対し</u></p>	

頁	編	章	節	改正後	現 行
				<p><u>て、隊員の安全を図るための措置を講じた上で、汚染の原因物質の特定のため、適宜検知を実施するよう要請し、その情報を保健所、県衛生研究所、消防機関、医療機関等の関係機関で共有するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、県は、市町村、県警察、自衛隊と連携して、迅速に警戒区域の設定、立入制限の措置を行い、消毒等の措置を実施する。</u></p> <p><u>イ 県は、国と連携し、情報収集、データ解析、疫学調査、関係者へのデータ提供及びサーベイランス（疾病監視）の結果等により、汚染地域の範囲及び感染源を特定し、又は予測を実施する。</u></p> <p><u>ウ 県は、患者の移送を実施するとともに、市町村、消防機関、県警察、自衛隊に対して、対処要員にワクチン接種を行うなど、所要の防護措置を講じた上で、患者の移送に協力するよう要請する。また、県は、必要に応じて隔離を行うなど二次感染を防止する措置を実施する。</u></p> <p><u>③ 化学兵器</u></p> <p><u>一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。</u></p> <p><u>また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なるため、以下の事項に留意の上、措置を実施する。</u></p> <p><u>ア 初動措置として、県は、消防機関、県警察、自衛隊に対して、隊員の安全を図るための措置を講じた上で、原因物質の特定、汚染地域の特定又は予測、被災者の救助、除染等汚染拡大防止のための措置等を実施するよう要請する。</u></p> <p><u>イ また、県は、市町村、県警察、自衛隊と連携して、迅速に警戒区域の設定、立入制限の措置を行い、住民を安全な風上の高台に誘導する等避難措置を実施する。</u></p> <p><u>ウ 県は、市町村、消防機関、医療機関と連携して、原因物質の</u></p>	

頁	編	章	節	改正後	現行
106	3	5	5	<p><u>特性に応じた救急医療を実施する。</u></p> <p>市は、その特殊性に配慮しながら、<u>「災害廃棄物処理計画」に基づき</u>適正に廃棄物対策を実施する。</p>	市は、その特殊性に配慮しながら適正に廃棄物対策を実施する。
106	3	5	5	<p>2 し尿処理</p> <p><u>(1) 市が行う措置</u></p> <p><u>市は、し尿を衛生的に処理するため、し尿施設の速やかな復旧を実施するとともに、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬につとめ、避難町民等の生活に支障が生じることがないよう努める。</u></p> <p><u>(2) 県の実施する避難所等への仮設（簡易）トイレの設置への協力</u></p> <p><u>市は、県が行う仮設（簡易）トイレの設置に協力する。</u></p> <p><u>(3) 広域的な支援・協力</u></p> <p><u>市は、し尿処理を実施するにあたって、収集・運搬及び処理に必要な人員、車両や処理施設が不足すると認められる場合には、県に対して支援を要請する。</u></p>	<p>2 し尿処理</p> <p><u>市は、し尿を衛生的に処理するため、し尿施設の速やかな復旧を実施するとともに、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努め、避難住民等の生活に支障が生じることがないよう努める。</u></p> <p><u>また、市は、収集・運搬及び処理に必要な人員、車両や処理施設が不足すると認められる場合には、県に対して支援を要請する。</u></p>
107	3	6	2	<p>(1) 避難場所等において避難住民等から収集する情報</p> <p>ア 氏名</p> <p>イ <u>出生の年月日</u></p>	<p>(1) 避難場所等において避難住民等から収集する情報</p> <p>ア 氏名</p> <p>イ <u>生年月日</u></p>
115	5	2		<p>損害補償の対象となる協力は、以下のとおりである。</p> <p><u>・避難住民の誘導及び復帰への協力</u></p>	<p>損害補償の対象となる協力は、以下のとおりである。</p> <p><u>・市民の避難誘導への協力</u></p>